

南相馬市 ~ 工事等設計書 ~

起工月	令和 8年 4月		工事概要	設計・計画作成業務
契約番号	2026000398			林分調査 A = 16,000m ²
路線名	大原地区外			年度別事業実施計画作成 一式
工事等名	ふくしま森林再生事業 <small>年度別事業実施計画作成（原町区53林班外）業務委託</small>			測量業務
				周囲測量 A = 80 h a
工事等場所	南相馬市 原町区大原 地内外		調査業務 森林内空間線量測定 160点	
総工事費	当初請負		仕様概要	1. 設計図書及び福島県土木工事共通仕様書に準じ、入念に施工すること。 2. 詳細は監督員の指示による。
	当初設計			
	変更請負			
	変更設計			

工 事 費 総 括 表

費 目	金 額	工 事 価 格	消 費 税 相 当 額	摘 要
本工事費				
附帯工事費				
測量及び試験費				
用地費及び補償費				
機械器具費				
営繕費				
工事雑費				
工事費				
事務費				
事業費				

最低制限価格の設定(算定)について

ふくしま森林再生事業 年度別事業実施計画作成(原町区53林班外)業務委託

今回の入札において、最低制限価格を下記の計算式に基づき設定しております。

該当工事(業務委託)には の表示をしております。

工事関連業務委託に伴う最低限必要な費用 = P (最低制限価格)

下記の業種における設定範囲内で算出(1千円未満の端数は切り捨てる)した額に、消費税額を加算した額を最低制限価格(P)とする。ただし、上記の設定範囲を上回った(下回った)場合には、それぞれ設定範囲の上限(下限)値とする。

「直接人件費」、「直接経費」、「諸経費」、「その他原価」、「一般管理費等」及び「技術料等経費」等、各経費項目によらない業務については、各設定範囲内で適宜の割合とする。

業務を一括発注する場合(例えば、測量設計業務委託など)は、それぞれの算定式により算出された額の合計額とする。

□ 測量業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～82%
算定式	直接測量費 + (諸経費 × 50%)

諸経費 = 間接測量費 + 一般管理費等

□ 土木及び建築関係コンサルタント業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～81%
算定式	[土木設計] 直接経費 + (その他原価 × 90%) + (一般管理費等 × 50%)
	[建築設計] 直接人件費 + 特別経費 + (技術料等経費 × 60%) + (諸経費 × 60%)

□ 地質調査業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の2/3～85%
算定式	直接調査費 + (間接調査費 × 90%) + (解析等調査費 × 80%) + (諸経費 + その他原価 + 一般管理費等) × 50%

□ 補償関係コンサルタント業務

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～81%
算定式	直接人件費 + 直接経費 + (その他原価 × 90%) + (一般管理費等 × 50%)

☑ その他の業務委託等

設定範囲	予定価格(入札書比較価格)の60%～80%で適宜の割合
------	-----------------------------

令和8年度 事業実施箇所図

鹿島区・原町区



計画策定対象地区

真野ダム

真野川

新田川

事業名	ふくしま森林再生事業					
業務名	年度別事業実施計画作成 (原町区53林班外)業務委託					
業務別業務名:設計・計画作成業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
*** S単 - 1号 ***						
SP3301	打合せ等(設計業務)		回		1.000 [各単位]	歩A 当たり算出
	打合せ等(設計業務) 業務着手時打合せ			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)打合せ区分:業務着手時打合せ 2)主任技師人数:0.50人 3)技師A人数:0.50人 4)技師B人数:0.50人			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04003	主任技師	0.500	人			
R04004	技師(A)	0.500	人			
R04005	技師(B)	0.500	人			
	合計					算出数量 1.000 [各単位]
	単価		[各単位]			
Y00001	打合せの単位					
*** S単 - 2号 ***						
SP3301	打合せ等(設計業務)		回		1.000 [各単位]	歩A 当たり算出
	打合せ等(設計業務) 中間打合せ			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)打合せ区分:中間打合せ 2)主任技師人数:0.50人 3)技師A人数:0.50人 4)技師B人数:0.50人			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04003	主任技師	0.500	人			
R04004	技師(A)	0.500	人			
R04005	技師(B)	0.500	人			
	合計					算出数量 1.000 [各単位]
	単価		[各単位]			
Y00001	打合せの単位					
*** S単 - 3号 ***						
SP3301	打合せ等(設計業務)		回		1.000 [各単位]	歩A 当たり算出
	打合せ等(設計業務) 成果物納入時打合せ			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)打合せ区分:成果物納入時打合せ 2)主任技師人数:0.50人 3)技師A人数:0.50人 4)技師B人数:0.50人			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04003	主任技師	0.500	人			
R04004	技師(A)	0.500	人			
R04005	技師(B)	0.500	人			
	合計					算出数量 1.000 [各単位]
	単価		[各単位]			
Y00001	打合せの単位					
*** S単 - 4号 ***						
SP4201	山地治山等調査(予備調査)		地区		1.000 地区	歩A 当たり算出
	山地治山等調査(予備調査) 森林整備主体タイプ,保安林整備			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)事業タイプ区分:森林整備主体タイプ 2)事業区分:保安林整備 3)対象面積区分:300ha以上1000ha未満			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04003	主任技師 内業	0.760	人			
R04005	技師(B) 内業	0.920	人			
R04006	技師(C) 内業	0.760	人			
	合計					算出数量 1.000 地区
	単価		地区			
*** S単 - 5号 ***						
SP4202	山地治山等調査(現地踏査)		地区		1.000 地区	歩A 当たり算出
	山地治山等調査(現地踏査) 森林整備主体タイプ,保安林整備			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)事業タイプ区分:森林整備主体タイプ 2)事業区分:保安林整備 3)対象面積区分:300ha以上1000ha未満 4)調査現場までの徒歩時間区分:30分未満			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	

事業名	ふくしま森林再生事業					
業務名	年度別事業実施計画作成 (原町区53林班外)業務委託					
業務別業務名:設計・計画作成業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
R04002	技師長 外業	0.740	人			
R04003	主任技師 外業	0.740	人			
R04004	技師(A) 外業	1.480	人			
R04005	技師(B) 外業	1.480	人			
R04006	技師(C) 外業	1.240	人			
R04007	技術員 外業	2.240	人			
R04005	技師(B) 内業	0.820	人			
R04006	技師(C) 内業	0.660	人			
R04007	技術員 内業	1.160	人			
	合計					算出数量 1.000 地区
	単価		地区			
R04030	図工(測量助手) 内業	1.000	人			
Y59001	労務費	1.000				
	*** S単 - 6号 ***					
SP4205	山地治山等調査(林況、植生調査) 山地治山等調査(林況、植生調査) 森林整備主体タイプ、保安林整備		地区		1.000 地区	歩A 当たり算出
	1)事業タイプ区分: 森林整備主体タイプ 2)事業区分: 保安林整備 3)対象面積区分: 300ha以上1000ha未満 4)調査現場までの徒歩時間区分: 30分未満			冬期補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0 公社割引補正:なし	
R04005	技師(B) 外業	0.920	人			
R04006	技師(C) 外業	1.210	人			
R04007	技術員 外業	1.210	人			
R04005	技師(B) 内業	0.820	人			
R04007	技術員 内業	1.160	人			
	合計					算出数量 1.000 地区
	単価		地区			
R04030	図工(測量助手) 内業	1.000	人			
Y59001	労務費	1.000				
	*** S単 - 7号 ***					
SP4215	山地治山等調査(社会的特性調査) 山地治山等調査(社会的特性調査) 森林整備主体タイプ、保安林整備、既往災害及び法令・規制等調査		地区		1.000 地区	歩A 当たり算出
	1)事業タイプ区分: 森林整備主体タイプ 2)事業区分: 保安林整備 3)対象面積区分: 300ha以上1000ha未満 4)調査区分: 既往災害及び法令・規制等調査 5)調査現場までの徒歩時間区分: 30分未満			冬期補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0 公社割引補正:なし	
R04004	技師(A) 内業	1.060	人			
R04005	技師(B) 内業	1.560	人			
R04006	技師(C) 内業	2.280	人			
R04007	技術員 内業	2.280	人			
	合計					算出数量 1.000 地区
	単価		地区			
R04030	図工(測量助手) 内業	2.000	人			
Y59001	労務費	1.000				
	*** S単 - 8号 ***					
SP4216	山地治山等調査(総合検討及び基本方針の策定) 山地治山等調査(総合検討及び基本方針の策定) 森林整備主体タイプ		地区		1.000 地区	歩A 当たり算出
	1)事業タイプ区分: 森林整備主体タイプ			冬期補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0 公社割引補正:なし	

事業名	ふくしま森林再生事業					
業務名	年度別事業実施計画作成 (原町区53林班外)業務委託					
業務別業務名:設計・計画作成業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
R04003	主任技師 内業	0.800	人			
R04004	技師(A) 内業	2.100	人			
R04005	技師(B) 内業	2.600	人			
R04006	技師(C) 内業	1.800	人			
R04007	技術員 内業	0.800	人			
	合計					算出数量 1.000 地区
	単価		地区			
	*** S単 - 9号 ***					
SP4217	山地治山等調査(基本事項の策定)		地区		1.000 地区	歩A 当たり算出
	山地治山等調査(基本事項の策定) 森林整備主体タイプ			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)事業タイプ区分:森林整備主体タイプ			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04002	技師長 内業	0.970	人			
R04003	主任技師 内業	1.470	人			
R04005	技師(B) 内業	3.940	人			
R04007	技術員 内業	3.470	人			
	合計					算出数量 1.000 地区
	単価		地区			
R04030	図工(測量助手)	2.000	人			
Y59001	労務費	1.000				
	*** S単 - 10号 ***					
SP4219	山地治山等調査(森林整備計画)		地区		1.000 地区	歩A 当たり算出
	山地治山等調査(森林整備計画) 森林整備主体タイプ			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)事業タイプ区分:森林整備主体タイプ			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04003	主任技師 内業	1.070	人			
R04005	技師(B) 内業	6.140	人			
R04007	技術員 内業	1.570	人			
	合計					算出数量 1.000 地区
	単価		地区			
R04030	図工(測量助手) 内業	2.000	人			
Y59001	労務費	1.000				
	*** S単 - 11号 ***					
SP4220	山地治山等調査(管理道等整備計画)		地区		1.000 地区	歩A 当たり算出
	山地治山等調査(管理道等整備計画) 森林整備主体タイプ,保安林整備			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)事業タイプ区分:森林整備主体タイプ 2)事業区分:保安林整備			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04003	主任技師 内業	0.800	人			
R04005	技師(B) 内業	2.600	人			
R04007	技術員 内業	1.300	人			
	合計					算出数量 1.000 地区
	単価		地区			
R04030	図工(測量助手) 内業	2.000	人			
Y59001	労務費	1.000				
	*** S単 - 12号 ***					
SP4222	山地治山等調査(事業量の算定)		地区		1.000 地区	歩A 当たり算出

事業名	ふくしま森林再生事業					
業務名	年度別事業実施計画作成 (原町区53林班外)業務委託					
業務別業務名:設計・計画作成業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	山地治山等調査(事業量の算定) 森林整備主体タイプ			冬期補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)事業タイプ区分:森林整備主体タイプ				公社割引補正:なし	
R04005	技師(B) 内業	1.460	人			
R04007	技術員 内業	1.230	人			
	合計					算出数量 1.000 地区
	単価		地区			
	*** S単 - 13号 ***					
SP4224	山地治山等調査(照査)		地区		1.000 地区	歩A 当たり算出
	山地治山等調査(照査) 森林整備主体タイプ			冬期補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)事業タイプ区分:森林整備主体タイプ				公社割引補正:なし	
R04003	主任技師 内業	0.880	人			
R04005	技師(B) 内業	1.060	人			
	合計					算出数量 1.000 地区
	単価		地区			
	*** S単 - 14号 ***					
SP4225	山地治山等調査(報告書等の作成)		地区		1.000 地区	歩A 当たり算出
	山地治山等調査(報告書等の作成) 森林整備主体タイプ			冬期補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)事業タイプ区分:森林整備主体タイプ				公社割引補正:なし	
R04003	主任技師 内業	0.840	人			
R04004	技師(A) 内業	1.680	人			
R04005	技師(B) 内業	2.680	人			
R04006	技師(C) 内業	2.340	人			
R04007	技術員 内業	2.340	人			
	合計					算出数量 1.000 地区
	単価		地区			
R04030	図工(測量助手) 内業	3.000	人			
Y59001	労務費	1.000				
	*** S単 - 15号 ***					
SP4248	山地治山等調査(植生調査(コドラート法))		m ²		100.000 m ²	歩A 当たり算出
	山地治山等調査(植生調査(コドラート法)) 木本100m ²			冬期補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)調査区分:木本100m ² 2)調査現場までの徒歩時間区分:30分未満				公社割引補正:なし	
R04005	技師(B) 外業	0.250	人			
R04007	技術員 外業	0.250	人			
	合計					算出数量 100.000 m ²
	単価		m ²			
R01003	普通作業員 外業	0.250	人			
Y59001	労務費	1.000				
Y59003	材料費 雑品	0.010				
	*** S単 - 16号 ***					
SP4324	地区全体計画調査(森林施業等調査)		地区		1.000 地区	歩A 当たり算出
	地区全体計画調査(森林施業等調査)			冬期補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)森林施業等調査:計上する 2)林道延長区分:事業計画なし 3)地区面積区分:10千ha未満 4)用地整備面積区分:事業計画なし 5)建物面積区分:事業計画なし 6)用排水延長区分:事業計画なし 7)森林整備面積区分:事業計画なし 8)事業規模による補正係数(S1):0.80 9)資料提供による補正係数(S2):1.00				公社割引補正:なし	

事業名	ふくしま森林再生事業
業務名	年度別事業実施計画作成 (原町区53林班外)業務委託

業務別業務名: 測量業務

名称(規格)	数量	単位	単価	金額	備考
材料費、直接人件費、機械経費					
・年度別実施計画測量	1.000	式			
・ ・ 測量業務	1.000	式			
・ ・ ・ 森林整備区域測量	1.000	式			1式当たり
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 25°未満,0.4ha以下	2.500	ha			歩A S単 1号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 25°~35°未満,0.4ha以下	20.000	ha			歩A S単 2号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 35°以上,0.4ha以下	2.500	ha			歩A S単 3号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 25°未満,0.4haを超え0.5ha以下	2.500	ha			歩A S単 4号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 25°~35°未満,0.4haを超え0.5ha以下	2.500	ha			歩A S単 5号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 35°以上,0.4haを超え0.5ha以下	2.500	ha			歩A S単 6号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 25°未満,0.5haを超え0.6ha以下	2.500	ha			歩A S単 7号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 25°~35°未満,0.5haを超え0.6ha以下	2.500	ha			歩A S単 8号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 35°以上,0.5haを超え0.6ha以下	2.500	ha			歩A S単 9号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 25°未満,0.6haを超え0.8ha以下	2.500	ha			歩A S単 10号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 25°~35°未満,0.6haを超え0.8ha以下	2.500	ha			歩A S単 11号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 35°以上,0.6haを超え0.8ha以下	2.500	ha			歩A S単 12号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 25°未満,0.8haを超え1.0ha以下	2.500	ha			歩A S単 13号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 25°~35°未満,0.8haを超え1.0ha以下	2.500	ha			歩A S単 14号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 35°以上,0.8haを超え1.0ha以下	2.500	ha			歩A S単 15号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 25°未満,1.0haを超え1.5ha以下	2.500	ha			歩A S単 16号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 25°~35°未満,1.0haを超え1.5ha以下	2.500	ha			歩A S単 17号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 35°以上,1.0haを超え1.5ha以下	2.500	ha			歩A S単 18号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 25°未満,1.5haを超え3.0ha以下	2.500	ha			歩A S単 19号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 25°~35°未満,1.5haを超え3.0ha以下	2.500	ha			歩A S単 20号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 35°以上,1.5haを超え3.0ha以下	2.500	ha			歩A S単 21号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 25°未満,3.0haを超え5.0ha以下	5.000	ha			歩A S単 22号
ST9224 周囲測量(森林整備)(福島県基準) 25°~35°未満,3.0haを超え5.0ha以下	5.000	ha			歩A S単 23号
ST9226 中心線測量(仮設道路)(福島県基準) 測定+概略図作成,500m未満	4.000	km			歩A S単 25号
ST9226 中心線測量(仮設道路)(福島県基準) 測定+概略図作成,500m以上2,000m未満	1.000	km			歩A S単 26号
ST9225 計画準備(仮設道路)(福島県基準)	1.000	業務			歩A S単 24号
合 計					

事業名	ふくしま森林再生事業
業務名	年度別事業実施計画作成 (原町区53林班外)業務委託

業務別業務名: 測量業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	*** S単 - 1号 ***					
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 25°未満, 0.4ha以下			冬期補正: なし 基本給時間: 8.0	豪雪補正: なし 超勤時間: 0.0	
	1) 測量区分: 周田測量 2) 山腹傾斜: 25°未満 3) 山腹土質: 土質よく危険なし 4) 崩壊形態: はげ山シラス型 5) 面積: 0.4ha以下			深夜時間: 0.0	公社割引補正: なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.620	人			
R04025	測量助手 外業	0.620	人			
R04032	測量補助員 外業	1.240	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.620	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.280	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合計					算出数量 1.000 ha
	単価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 2号 ***					
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 25°~35°未満, 0.4ha以下			冬期補正: なし 基本給時間: 8.0	豪雪補正: なし 超勤時間: 0.0	
	1) 測量区分: 周田測量 2) 山腹傾斜: 25°~35°未満 3) 山腹土質: 土質よく危険なし 4) 崩壊形態: はげ山シラス型 5) 面積: 0.4ha以下			深夜時間: 0.0	公社割引補正: なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.690	人			
R04025	測量助手 外業	0.690	人			
R04032	測量補助員 外業	1.380	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.690	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.280	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合計					算出数量 1.000 ha
	単価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 3号 ***					
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 35°以上, 0.4ha以下			冬期補正: なし 基本給時間: 8.0	豪雪補正: なし 超勤時間: 0.0	
	1) 測量区分: 周田測量 2) 山腹傾斜: 35°以上 3) 山腹土質: 土質よく危険なし 4) 崩壊形態: はげ山シラス型 5) 面積: 0.4ha以下			深夜時間: 0.0	公社割引補正: なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.690	人			
R04025	測量助手 外業	0.690	人			
R04032	測量補助員 外業	1.380	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.690	日			

事業名	ふくしま森林再生事業					
業務名	年度別事業実施計画作成 (原町区53林班外)業務委託					
業務別業務名: 測量業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.280	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合計					算出数量 1.000 ha
	単価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 4号 ***					
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 25°未満,0.4haを超え0.5ha以下			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)測量区分:周田測量 2)山腹傾斜:25°未満 3)山腹土質:土質よく危険なし 4)崩壊形態:はげ山シラス型 5)面積:0.4haを超え0.5ha以下			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.550	人			
R04025	測量助手 外業	0.550	人			
R04032	測量補助員 外業	1.100	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.550	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.250	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合計					算出数量 1.000 ha
	単価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 5号 ***					
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 25°~35°未満,0.4haを超え0.5ha以下			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)測量区分:周田測量 2)山腹傾斜:25°~35°未満 3)山腹土質:土質よく危険なし 4)崩壊形態:はげ山シラス型 5)面積:0.4haを超え0.5ha以下			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.620	人			
R04025	測量助手 外業	0.620	人			
R04032	測量補助員 外業	1.240	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.620	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.250	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合計					算出数量 1.000 ha
	単価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 6号 ***					

事業名	ふくしま森林再生事業
業務名	年度別事業実施計画作成 (原町区53林班外)業務委託

業務別業務名: 測量業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 35°以上, 0.4haを超え0.5ha以下			冬期補正: なし 基本給時間: 8.0	豪雪補正: なし 超勤時間: 0.0	
	1) 測量区分: 周田測量 2) 山腹傾斜: 35°以上 3) 山腹土質: 土質よく危険なし 4) 崩壊形態: はげ山シラス型 5) 面積: 0.4haを超え0.5ha以下			深夜時間: 0.0	公社割引補正: なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.620	人			
R04025	測量助手 外業	0.620	人			
R04032	測量補助員 外業	1.240	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.620	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.250	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合計					算出数量 1.000 ha
	単価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 7号 ***					
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 25°未満, 0.5haを超え0.6ha以下			冬期補正: なし 基本給時間: 8.0	豪雪補正: なし 超勤時間: 0.0	
	1) 測量区分: 周田測量 2) 山腹傾斜: 25°未満 3) 山腹土質: 土質よく危険なし 4) 崩壊形態: はげ山シラス型 5) 面積: 0.5haを超え0.6ha以下			深夜時間: 0.0	公社割引補正: なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.480	人			
R04025	測量助手 外業	0.480	人			
R04032	測量補助員 外業	0.970	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.480	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.220	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合計					算出数量 1.000 ha
	単価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 8号 ***					
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 25° ~ 35° 未満, 0.5haを超え0.6ha以下			冬期補正: なし 基本給時間: 8.0	豪雪補正: なし 超勤時間: 0.0	
	1) 測量区分: 周田測量 2) 山腹傾斜: 25° ~ 35° 未満 3) 山腹土質: 土質よく危険なし 4) 崩壊形態: はげ山シラス型 5) 面積: 0.5haを超え0.6ha以下			深夜時間: 0.0	公社割引補正: なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.550	人			
R04025	測量助手 外業	0.550	人			
R04032	測量補助員 外業	1.100	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.550	日			
Y00004	材料費	0.050				

事業名	ふくしま森林再生事業
業務名	年度別事業実施計画作成 (原町区53林班外)業務委託

業務別業務名: 測量業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.220	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合計					算出数量 1.000 ha
	単価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 9号 ***					
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 35°以上,0.5haを超え0.6ha以下			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)測量区分:周田測量 2)山腹傾斜:35°以上 3)山腹土質:土質よく危険なし 4)崩壊形態:はげ山シラス型 5)面積:0.5haを超え0.6ha以下			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.550	人			
R04025	測量助手 外業	0.550	人			
R04032	測量補助員 外業	1.100	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.550	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.220	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合計					算出数量 1.000 ha
	単価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 10号 ***					
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 25°未満,0.6haを超え0.8ha以下			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)測量区分:周田測量 2)山腹傾斜:25°未満 3)山腹土質:土質よく危険なし 4)崩壊形態:はげ山シラス型 5)面積:0.6haを超え0.8ha以下			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.410	人			
R04025	測量助手 外業	0.410	人			
R04032	測量補助員 外業	0.830	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.410	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.200	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合計					算出数量 1.000 ha
	単価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 11号 ***					
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出

事業名		ふくしま森林再生事業				
業務名		年度別事業実施計画作成 (原町区53林班外)業務委託				
業務別業務名		測量業務				
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 25° ~ 35° 未満, 0.6haを超え0.8ha以下			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)測量区分:周田測量 2)山腹傾斜:25° ~ 35° 未満 3)山腹土質:土質よく危険なし 4)崩壊形態:はげ山シラス型 5)面積:0.6haを超え0.8ha以下			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.480	人			
R04025	測量助手 外業	0.480	人			
R04032	測量補助員 外業	0.970	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.480	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.200	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合 計					算出数量 1.000 ha
	単 価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 12号 ***					
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 35° 以上, 0.6haを超え0.8ha以下			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)測量区分:周田測量 2)山腹傾斜:35° 以上 3)山腹土質:土質よく危険なし 4)崩壊形態:はげ山シラス型 5)面積:0.6haを超え0.8ha以下			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.480	人			
R04025	測量助手 外業	0.480	人			
R04032	測量補助員 外業	0.970	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.480	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.200	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合 計					算出数量 1.000 ha
	単 価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 13号 ***					
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 25° 未満, 0.8haを超え1.0ha以下			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)測量区分:周田測量 2)山腹傾斜:25° 未満 3)山腹土質:土質よく危険なし 4)崩壊形態:はげ山シラス型 5)面積:0.8haを超え1.0ha以下			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.350	人			
R04025	測量助手 外業	0.350	人			
R04032	測量補助員 外業	0.690	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.350	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			

事業名	ふくしま森林再生事業
業務名	年度別事業実施計画作成 (原町区53林班外)業務委託

業務別業務名: 測量業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
R04024	測量技師補 内業	0.170	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合 計					算出数量 1.000 ha
	単 価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 14号 ***					
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 25° ~ 35° 未満, 0.8haを超え1.0ha以下			冬期補正: なし 基本給時間: 8.0	豪雪補正: なし 超勤時間: 0.0	
	1) 測量区分: 周田測量 2) 山腹傾斜: 25° ~ 35° 未満 3) 山腹土質: 土質よく危険なし 4) 崩壊形態: はげ山シラス型 5) 面積: 0.8haを超え1.0ha以下			深夜時間: 0.0	公社割引補正: なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.410	人			
R04025	測量助手 外業	0.410	人			
R04032	測量補助員 外業	0.830	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.410	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.170	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合 計					算出数量 1.000 ha
	単 価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 15号 ***					
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 35° 以上, 0.8haを超え1.0ha以下			冬期補正: なし 基本給時間: 8.0	豪雪補正: なし 超勤時間: 0.0	
	1) 測量区分: 周田測量 2) 山腹傾斜: 35° 以上 3) 山腹土質: 土質よく危険なし 4) 崩壊形態: はげ山シラス型 5) 面積: 0.8haを超え1.0ha以下			深夜時間: 0.0	公社割引補正: なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.410	人			
R04025	測量助手 外業	0.410	人			
R04032	測量補助員 外業	0.830	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.410	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.170	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合 計					算出数量 1.000 ha
	単 価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 16号 ***					
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 25° 未満, 1.0haを超え1.5ha以下			冬期補正: なし 基本給時間: 8.0	豪雪補正: なし 超勤時間: 0.0	

事業名		ふくしま森林再生事業				
業務名		年度別事業実施計画作成 (原町区53林班外)業務委託				
業務別業務名: 測量業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	1)測量区分:周田測量 2)山腹傾斜:25°未満 3)山腹土質:土質よく危険なし 4)崩壊形態:はげ山シラス型 5)面積:1.0haを超え1.5ha以下				深夜時間:0.0	公社割引補正:なし
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.280	人			
R04025	測量助手 外業	0.280	人			
R04032	測量補助員 外業	0.550	人			
PY0213	ポケットコンパス(損料) 望遠鏡・高度つき	0.280	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.140	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合計					算出数量 1.000 ha
	単価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 17号 ***					
ST9224	周田測量(森林整備)(福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量(森林整備)(福島県基準) 25°~35°未満,1.0haを超え1.5ha以下			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)測量区分:周田測量 2)山腹傾斜:25°~35°未満 3)山腹土質:土質よく危険なし 4)崩壊形態:はげ山シラス型 5)面積:1.0haを超え1.5ha以下			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.350	人			
R04025	測量助手 外業	0.350	人			
R04032	測量補助員 外業	0.690	人			
PY0213	ポケットコンパス(損料) 望遠鏡・高度つき	0.350	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.140	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合計					算出数量 1.000 ha
	単価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 18号 ***					
ST9224	周田測量(森林整備)(福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量(森林整備)(福島県基準) 35°以上,1.0haを超え1.5ha以下			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)測量区分:周田測量 2)山腹傾斜:35°以上 3)山腹土質:土質よく危険なし 4)崩壊形態:はげ山シラス型 5)面積:1.0haを超え1.5ha以下			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.350	人			
R04025	測量助手 外業	0.350	人			
R04032	測量補助員 外業	0.690	人			
PY0213	ポケットコンパス(損料) 望遠鏡・高度つき	0.350	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.140	人			

事業名	ふくしま森林再生事業					
業務名	年度別事業実施計画作成 (原町区53林班外)業務委託					
業務別業務名: 測量業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合計					算出数量 1.000 ha
	単価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 19号 ***					
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 25°未満, 1.5haを超え3.0ha以下			冬期補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)測量区分:周田測量 2)山腹傾斜:25°未満 3)山腹土質:土質よく危険なし 4)崩壊形態:はげ山シラス型 5)面積:1.5haを超え3.0ha以下				公社割引補正:なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.210	人			
R04025	測量助手 外業	0.210	人			
R04032	測量補助員 外業	0.410	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.210	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.110	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合計					算出数量 1.000 ha
	単価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 20号 ***					
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 25°~35°未満, 1.5haを超え3.0ha以下			冬期補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)測量区分:周田測量 2)山腹傾斜:25°~35°未満 3)山腹土質:土質よく危険なし 4)崩壊形態:はげ山シラス型 5)面積:1.5haを超え3.0ha以下				公社割引補正:なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.280	人			
R04025	測量助手 外業	0.280	人			
R04032	測量補助員 外業	0.550	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.280	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.110	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合計					算出数量 1.000 ha
	単価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 21号 ***					
ST9224	周田測量 (森林整備) (福島県基準)		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	周田測量 (森林整備) (福島県基準) 35°以上, 1.5haを超え3.0ha以下			冬期補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)測量区分:周田測量 2)山腹傾斜:35°以上 3)山腹土質:土質よく危険なし 4)崩壊形態:はげ山シラス型 5)面積:1.5haを超え3.0ha以下				公社割引補正:なし	

事業名	ふくしま森林再生事業
業務名	年度別事業実施計画作成 (原町区 5 3 林班外) 業務委託

業務別業務名: 測量業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.280	人			
R04025	測量助手 外業	0.280	人			
R04032	測量補助員 外業	0.550	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.280	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.110	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合 計					算出数量 1.000 ha
	単 価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 22号 ***					
ST9224	周囲測量 (森林整備) (福島県基準) 周囲測量 (森林整備) (福島県基準) 25 ° 未満 , 3.0ha を超え 5.0ha 以下		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	1) 測量区分 : 周囲測量 2) 山腹傾斜 : 25 ° 未満 3) 山腹土質 : 土質よく危険なし 4) 崩壊形態 : はげ山シラス型 5) 面積 : 3.0ha を超え 5.0ha 以下			冬期補正 : なし 基本給時間 : 8.0 深夜時間 : 0.0	豪雪補正 : なし 超勤時間 : 0.0 公社割引補正 : なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.140	人			
R04025	測量助手 外業	0.140	人			
R04032	測量補助員 外業	0.280	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.140	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.080	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			
Y00004	材料費	0.050				
	合 計					算出数量 1.000 ha
	単 価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 23号 ***					
ST9224	周囲測量 (森林整備) (福島県基準) 周囲測量 (森林整備) (福島県基準) 25 ° ~ 35 ° 未満 , 3.0ha を超え 5.0ha 以下		ha		1.000 ha	歩A 当たり算出
	1) 測量区分 : 周囲測量 2) 山腹傾斜 : 25 ° ~ 35 ° 未満 3) 山腹土質 : 土質よく危険なし 4) 崩壊形態 : はげ山シラス型 5) 面積 : 3.0ha を超え 5.0ha 以下			冬期補正 : なし 基本給時間 : 8.0 深夜時間 : 0.0	豪雪補正 : なし 超勤時間 : 0.0 公社割引補正 : なし	
R04023	測量技師 外業	0.000	人			
R04024	測量技師補 外業	0.210	人			
R04025	測量助手 外業	0.210	人			
R04032	測量補助員 外業	0.410	人			
PY0213	ポケットコンパス (損料) 望遠鏡・高度つき	0.210	日			
Y00004	材料費	0.050				
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.080	人			
R04025	測量助手 内業	0.000	人			

事業名	ふくしま森林再生事業					
業務名	年度別事業実施計画作成 (原町区53林班外)業務委託					
業務別業務名: 測量業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
Y00004	材料費	0.050				
	合計					算出数量 1.000 ha
	単価		ha			
Y70001	精度管理費	0.070				
	*** S単 - 24号 ***					
ST9225	計画準備(仮設道路)(福島県基準)		業務		1.000 業務	歩A 当たり算出
	計画準備(仮設道路)(福島県基準)			冬期補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0 公社割引補正:なし	
	1)計画準備:計上する					
R04023	測量技師 内業	0.600	人			
R04024	測量技師補 内業	0.600	人			
R04025	測量助手 内業	0.300	人			
Y00004	諸雑費	0.050				
	合計					算出数量 1.000 業務
	単価		業務			
	*** S単 - 25号 ***					
ST9226	中心線測量(仮設道路)(福島県基準)		km		1.000 km	歩A 当たり算出
	中心線測量(仮設道路)(福島県基準) 測定+概略図作成,500m未満			冬期補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0 公社割引補正:なし	
	1)作業区分:測定+概略図作成 2)地域区分:森林等の地帯 3)地形区分:緩傾斜地 4)測量延長:500m未満					
R04022	測量主任技師 外業	0.000	人			
R04023	測量技師 外業	0.770	人			
R04024	測量技師補 外業	1.100	人			
R04025	測量助手 外業	1.870	人			
R04032	測量補助員 外業	3.080	人			
Y00004	諸雑費	0.050				
R04022	測量主任技師 内業	0.000	人			
R04023	測量技師 内業	0.000	人			
R04024	測量技師補 内業	0.150	人			
R04025	測量助手 内業	0.150	人			
Y00004	諸雑費	0.050				
	合計					算出数量 1.000 km
	単価		km			
Y70001	精度管理費	0.100				
	*** S単 - 26号 ***					
ST9226	中心線測量(仮設道路)(福島県基準)		km		1.000 km	歩A 当たり算出
	中心線測量(仮設道路)(福島県基準) 測定+概略図作成,500m以上2,000m未満			冬期補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0 公社割引補正:なし	
	1)作業区分:測定+概略図作成 2)地域区分:森林等の地帯 3)地形区分:緩傾斜地 4)測量延長:500m以上2,000m未満					
R04022	測量主任技師 外業	0.000	人			
R04023	測量技師 外業	0.700	人			
R04024	測量技師補 外業	1.000	人			
R04025	測量助手 外業	1.700	人			
R04032	測量補助員 外業	2.800	人			
Y00004	諸雑費	0.050				
R04022	測量主任技師 内業	0.000	人			

事業名	ふくしま森林再生事業
業務名	年度別事業実施計画作成 (原町区53林班外)業務委託

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	*** S単 - 1号 ***					
S02115	主任地質調査員		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	主任地質調査員			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)労務コード: R04042 2)労務単価算定区分:			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04042	主任地質調査員	1.000	人			
	合計					算出数量 1.000 人
	単価					
	*** S単 - 2号 ***					
S02115	地質調査員		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	地質調査員			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)労務コード: R04043 2)労務単価算定区分:			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04043	地質調査員	1.000	人			
	合計					算出数量 1.000 人
	単価					
	*** S単 - 3号 ***					
S02115	普通作業員		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	普通作業員			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)労務コード: R01003 2)労務単価算定区分:			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R01003	普通作業員	1.000	人			
	合計					算出数量 1.000 人
	単価					
	*** S単 - 4号 ***					
S02115	主任地質調査員		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	主任地質調査員			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)労務コード: R04042 2)労務単価算定区分:			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R04042	主任地質調査員	1.000	人			
	合計					算出数量 1.000 人
	単価					
	*** S単 - 5号 ***					
S02115	普通作業員		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	普通作業員			冬期補正:なし 基本給時間:8.0	豪雪補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)労務コード: R01003 2)労務単価算定区分:			深夜時間:0.0	公社割引補正:なし	
R01003	普通作業員	1.000	人			
	合計					算出数量 1.000 人
	単価					

ふくしま森林再生事業 年度別事業実施計画作成（原町区53林班外）業務委託 数量表

	森林面積 (ha)	普通林人工林面積 (ha)	設計面積 (ha)	備考
鹿島区38林班	71.26	24.61	7.38	約3割事業可能かつ同意を想定
鹿島区39林班	30.05	5.57	1.67	約3割事業可能かつ同意を想定
原町区50林班	64.42	31.05	9.32	約3割事業可能かつ同意を想定
原町区51林班	108.05	28.88	8.66	約3割事業可能かつ同意を想定
原町区52林班	116.96	65.66	19.70	約3割事業可能かつ同意を想定
原町区53林班	109.65	78.91	23.67	約3割事業可能かつ同意を想定
原町区54林班	101.88	43.65	13.10	約3割事業可能かつ同意を想定
	602.27	278.33	83.50	

ふくしま森林再生事業

年度別事業実施計画作成業務委託特記仕様書

南相馬市

第1章 総 則

- 1 本仕様書は、ふくしま森林再生事業 年度別事業実施計画作成（原町区 53 林班外）業務委託に適用する。
- 2 本業務は、ふくしま森林再生事業 年度別事業実施計画作成業務委託標準仕様書によるほか、この特記仕様書により施行するものとする。

第2章 事業内容

- 1 位 置 南相馬市原町区大原地内外
- 2 事業概要

設計・計画作成業務

森林現況調査 A = 16,000m²

年度別事業実施計画作成 一式

測量業務

周囲測量 A = 80 h a

一般調査業務

森林内空間線量率測定 160 点

（福島県発注の「個人線量管理・線量低減活動支援事業」を活用）

- 3 履行期限 令和 9 年 1 月 2 9 日

第3章 工事数量

- 1 別紙金抜き設計書による。

第4章 そ の 他

- 1 施行に際し、既設構造物、既存の道路に損害を与えないよう充分注意し、損害を与えた場合は、受注者の責任で補修すること。
- 2 この仕様書に定めのない事項又は、業務の施行にあたり疑義が生じた場合は監督員と協議すること。

契約に係る指名停止に関する申立書の提出について

本業務は、福島県のふくしま森林再生事業補助金を活用した事業であり、ふくしま森林再生事業補助金交付要綱に基づき契約を行う。そのため、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者は、様式第2号による指名停止に関する申立書の提出を行うこと。

提出先: 農林整備課林業係

提出方法: 電子メール (MAIL:norinseibi@city.minamisoma.lg.jp)

提出期限: 入札日前日まで

様式第2号（要綱第4条関係）

契約に係る指名停止に関する申立書

令和 年 月 日

南相馬市長

所在地

商号

代表者

当社は、貴殿発注の 契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から委託契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1） には「工事請負」、「委託」、「物品、役務」のいずれかを記載すること。

（注2） この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む

**ふくしま森林再生事業
年度別事業実施計画作成業務委託標準仕様書**

南相馬市

年度別事業実施計画作成業務委託標準仕様書

目 次

第1編 共通編	1
第1章 総則	2
第1節 総則	2
第1条 適用	2
第2節 調査	2
第2条 適用範囲	2
第3条 用語の定義	2
第4条 受注者の義務	5
第5条 業務の着手	5
第6条 調査地点の確認	5
第7条 設計図書の支給及び点検	6
第8条 監督員	6
第9条 主任技術者	6
第10条 社内審査員及び審査の実施	7
第11条 担当技術者	7
第12条 提出書類	7
第13条 打合せ等	8
第14条 業務計画書	9
第15条 資料等の貸与及び返却	9
第16条 関係官公庁等への手続き等	10
第17条 地元関係者との交渉等	10
第18条 土地への立入り等	11
第19条 写真撮影	11
第20条 成果品の提出	11
第21条 関係法令及び条例の遵守	12
第22条 検査	12
第23条 修補	13
第24条 条件変更等	13
第25条 契約変更	13
第26条 履行期間の変更	14
第27条 一時中止	14
第28条 発注者の賠償責任	15
第29条 受注者の賠償責任	15
第30条 部分使用	15
第31条 再委託	15
第32条 成果品の使用等	16

第33条	守秘義務	16
第34条	安全等の確保	16
第35条	臨機の措置	18
第36条	履行報告	18
第37条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	18
第3節	測量	18
第38条	適用範囲	18
第39条	用語の定義	18
第40条	業務の着手	21
第41条	設計図書の支給及び点検	21
第42条	監督員	21
第43条	主任技術者	21
第44条	社内審査員及び審査の実施	22
第45条	担当技術者	22
第46条	提出書類	22
第47条	打合せ等	23
第48条	業務計画書	24
第49条	資料等の貸与及び返却	25
第50条	関係官公庁等への手続き等	25
第51条	地元関係者との交渉等	25
第52条	土地への立入り等	26
第53条	成果品の提出	26
第54条	関係法令及び条例の遵守	27
第55条	検査	27
第56条	修補	27
第57条	条件変更等	28
第58条	契約変更	28
第59条	履行期間の変更	28
第60条	一時中止	29
第61条	発注者の賠償責任	29
第62条	受注者の賠償責任	30
第63条	部分使用	30
第64条	再委託	30
第65条	成果品の使用等	30
第66条	守秘義務	31
第67条	安全等の確保	31
第68条	臨機の措置	32
第69条	履行報告	32
第70条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	33
第4節	設計	33
第71条	適用	33

第72条	用語の定義	33
第73条	業務の着手	36
第74条	設計図書の支給及び点検	36
第75条	監督員	37
第76条	管理技術者	37
第77条	照査技術者及び照査の実施	38
第78条	担当技術者	39
第79条	提出書類	39
第80条	打合せ等	40
第81条	業務計画書	40
第82条	資料の貸与及び返却	41
第83条	関係官公庁への手続き等	41
第84条	地元関係者との交渉等	41
第85条	土地への立入り等	42
第86条	成果品の提出	42
第87条	関係法令及び条例の遵守	43
第88条	検査	43
第89条	修補	43
第90条	条件変更等	44
第91条	契約変更	44
第92条	履行期間の変更	44
第93条	一時中止	45
第94条	発注者の賠償責任	46
第95条	受注者の賠償責任	46
第96条	部分使用	46
第97条	再委託	46
第98条	成果品の使用等	47
第99条	守秘義務	47
第100条	安全等の確保	47
第101条	臨機の措置	48
第102条	履行報告	48
第103条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	49
	総則の運用	49
第5節	設計業務一般	49
第104条	使用する技術基準等	49
第105条	現地踏査	50
第106条	設計業務の内容	50
第107条	設計業務の条件	50
第108条	コスト縮減の推進	51
第109条	環境負荷の低減	52
第110条	設計業務の成果	52

諸基準一覧表（参考）	5 3
別表（提出書類一覧表）・標準様式	5 4
第2編 年度別事業実施計画	5 7
第2編の1 年度別事業実施計画作成	5 8
第1章 総則	5 8
第1 1 1条 年度別事業実施計画	5 8
第2編の2 現況森林調査	5 8
第1章 現況森林調査	5 8
第1節 林分調査	5 8
第1 1 2条 標準地調査	5 8
第2節 空間放射線量率測定	5 9
第1 1 3条 放射線量率測定	5 9
第2編の3 年度別事業実施計画解析等調査	5 9
第1章 年度別事業実施計画調査	5 9
第1節 年度別事業実施計画調査の概要	5 9
第1 1 4条 年度別事業実施計画調査の概要	5 9
第2節 調査項目	6 0
第1 1 5条 予備調査	6 0
第1 1 6条 現地踏査	6 0
第1 1 7条 地形・地質・気象等調査	6 0
第1 1 8条 地形調査	6 1
第1 1 9条 荒廃森林等調査	6 1
第1 2 0条 林内路網等調査	6 2
第1 2 1条 法令・規制、土地利用等調査	6 2
第1 2 2条 総合検討及び基本方針の策定	6 2
第3節 年度別事業実施計画の作成	6 2
第1 2 3条 基本事項の策定	6 2
第1 2 4条 森林整備計画	6 3
第1 2 5条 放射性物質拡散防止計画	6 3
第1 2 6条 枝葉処理計画	6 3
第1 2 7条 路網整備計画	6 3
第1 2 8条 林業用作業施設計画	6 5
第1 2 9条 事業量の算定	6 5
第4節 年度別事業実施計画調査の取りまとめ	6 6
第1 3 0条 年度別事業実施計画図の作成	6 6
第1 3 1条 照査	6 6
第1 3 2条 報告書等の作成	6 6
第2編の4 年度別事業実施計画設計	6 8
第1章 設計業務一般	6 8
第1 3 3条 設計に関する一般事項	6 8
第1 3 4条 設計業務の内容	6 8

第135条 照査	68
第136条 設計業務成果	69
第2章 年度別事業実施計画設計	70
第137条 年度別事業実施計画の設計	70
第2編の5 年度別事業実施計画測量	77
第1章 測量に関する一般事項	77
第138条 使用器材	77
第139条 公差及び測定方法	77
第140条 測量杭	77
第141条 測量野帳等	77
第142条 図面	78
第143条 図面の縮尺	78
第2章 年度別事業実施計画測量	79
第1節 年度別事業実施計画の測量	79
第144条 測量の実施	79
第2節 森林整備区域の測量	79
第145条 踏査選点	79
第146条 森林整備区域測量	79
第3節 作業道平面線形の測量	80
第147条 現地設定	80
第148条 中心線測量	80
第149条 伐開	80

第 1 編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

第1条 適用

本仕様書は、南相馬市が発注するふくしま森林再生事業の調査、測量業務に係る委託契約書、設計業務又は調査、測量業務と設計業務とを一体で契約する業務に係る委託契約書、及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 2 受注者は、本仕様書のほか、福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書（以下「森林土木共通仕様書」という。）及び福島県土木部監修の共通仕様書〔業務委託編〕（以下「土木部共通仕様書」という。）に優先して適用するものとし、本仕様書に定めのないものについては、森林土木共通仕様書及び土木部共通仕様書を適用する。
- 3 設計図書等に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。
- 4 図面又は本仕様書の間に関連がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

第2節 調査

第2条 適用範囲

この規定は、南相馬市が発注するふくしま森林再生事業に係る林況・放射線量測定に関する業務（以下「調査業務」という。）に適用する。

- 2 この規定は、調査の施行に関する一般的、共通的な事項を示すものであり、設計・測量等に関する業務については、別に定める規定によるものとする。

第3条 用語の定義

本仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書に規定する者をいう。
- 2 「検査職員」とは、調査業務の完了の検査にあたって、契約書の規定（検査及び引渡し）に基づき検査を行う者をいう。

- 3 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 4 「社内審査員」とは、成果品の内容について技術上の審査を行う者で、契約書の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
- 5 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- 6 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該調査業務に関する技術上の知識を有する次の各号のいずれかに該当する者で、本仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
 - (1) 技術士(森林部門)
 - (2) (1)で定める「技術士」以外で、森林施業等に関する経験年数が10年以上の「技術士」
 - (3) 森林施業プランナー(国又は県が行う森林施業プランナー育成基礎研修修了者を含む。)
 - (4) 「シビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)の資格保有者
 - (5) RCCMの資格試験に合格しているが、社団法人建設コンサルタンツ協会に備える「RCCM登録簿」に登録していないために、「登録証書」の交付を受けていない者
 - (6) 学校教育法による大学卒業者で、森林施業等に関する経験年数が15年以上の技術者
 - (7) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校卒業者で、森林施業等に関する経験年数が17年以上の技術者
 - (8) 森林施業等に関する経験年数が20年以上の技術者
- 7 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 8 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 9 「仕様書」とは、標準仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)を総称していう。
- 10 「標準仕様書」とは、各調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。

- 1 1 「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、当該調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 1 2 「現場説明書」とは、調査業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- 1 3 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 1 4 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 1 5 「指示」とは、監督員が受注者に対し、調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 1 6 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 1 7 「通知」とは、発注者もしくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者もしくは監督員に対し、調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 1 8 「報告」とは、受注者が監督員に対し、調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 1 9 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 2 0 「承諾」とは、受注者が監督員に対し書面で申し出た調査業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 2 1 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 2 2 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 2 3 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 2 4 「提出」とは、受注者が監督員に対し、調査業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 2 5 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面を交わすものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。

- 26 「成果品」とは、受注者が契約図書に基づき履行した調査業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- 27 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が調査業務の完了を確認することをいう。
- 28 「打合せ」とは、調査業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 29 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 30 「協力者」とは、受注者が調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 31 「使用人等」とは、協力者又はその代理人もしくはその使用人、その他これに準ずる者をいう。
- 32 「立会」とは、設計図書に示された項目において、監督員が臨場し内容を確認することをいう。

第4条 受注者の義務

受注者は、契約の履行にあたって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

第5条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に調査業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が調査業務の実施のため、監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第6条 調査地点の確認

受注者は、調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また、調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督員の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督員に報告し関係機関と協議のうえ現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

第7条 設計図書の支給及び点検

受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図もしくは電子データを貸与する。ただし、標準仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第8条 監督員

発注者は、調査業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 監督員の権限は、契約書に規定した事項である。
- 4 監督員がその権限を行使するときは、書面(様式 - 10 または様式 - 12)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口答による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後7日以内に書面(様式 - 10 または様式 - 12)で受注者にその内容を通知するものとする。

第9条 主任技術者

受注者は、調査業務における主任技術者を定め、発注者に通知(様式 - 3)するものとする。

- 2 主任技術者は、契約図書等に基づき、調査業務に関する管理を行うものとする。
- 3 主任技術者は、森林調査に関する実務経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
- 4 主任技術者は、監督員が指示する関連のある調査業務等の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 5 主任技術者は、社内審査員を兼ねることはできない。

第10条 社内審査員及び審査の実施

受注者は、調査業務における社内審査員を定め、発注者に通知（様式 - 3）するものとする。

- 2 社内審査員は、調査業務の履行にあたり、次の各号のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
 - （1） 技術士（森林部門）
 - （2） R C C M（森林土木部門）
 - （3） 1級土木施工管理技士
 - （4） 林業技士（林業経営・森林土木部門）
 - （5） 森林施業プランナー（国又は県が行う森林施業プランナー育成基礎的研修修了者を含む。）
- 3 社内審査員は、審査計画を作成して業務計画書に記載し、審査に関する事項を定めなければならない。
- 4 社内審査員は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、社内審査員自身による審査を行わなければならない。
- 5 社内審査員は、業務完了に伴って審査結果を社内審査書としてとりまとめ、社内審査員の署名捺印のうえ主任技術者に差し出すものとする。
- 6 社内審査員は、主任技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

第11条 担当技術者

受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合（変更する場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出（様式 - 28、29）するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く。）

なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。

- 2 担当技術者は、設計図書等に基づき適正に業務を実施しなければならない。
- 3 担当技術者は、社内審査員を兼ねることはできない。

第12条 提出書類

受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代

理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。

2 受注者は、次の各号に掲げる書類を別表により、監督員を経て遅滞なく提出しなければならない。

- | | |
|-----------------------------------|---|
| (1) 委託業務着手届〔様式 - 1 〕 | (4) 業務計画書〔様式 - 1 0 〕 |
| (2) 主任技術者・社内審査員通知書
〔様式 - 3 〕 | (5) 委託業務完了届〔様式 - 1 9 〕
(6) 成果品目録〔様式 - 2 0 〕及び
成果品 |

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (3) 作業工程表〔様式 - 2 〕 | (7) その他監督員が必要と認めたもの |
|----------------------|-----------------------|

3 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

4 受注者の測量調査設計業務実績情報システム（以下「TECRIS」という）への情報登録は受注者と発注者の協議により決定するものとする。

5 受注者は、TECRIS登録する場合には、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

第13条 打合せ等

調査業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿様式 - 27）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）等を作成するものとする。

- 2 調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- 3 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
- 4 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新（アップデード）されたソフトを使用してウイルスチェックを行い、提出するものとする。なお、使用するウイルスチェックソフトの種別は任意とする。

第14条 業務計画書

受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出（様式 - 10 を付して）しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 調査組織計画
 - (5) 打合せ・立会計画
 - (6) 実施順序及び方法
 - (7) 成果品の内容、部数
 - (8) 使用する主な図書及び基準
 - (9) 連絡体制（緊急時含む）
 - (10) 使用機械の種類、名称性能（一覧表にする）
 - (11) 仮設備計画
 - (12) 社内審査計画
 - (13) その他必要事項

ただし、軽易な調査については、特記仕様書で示した場合又は監督員の承諾を得た場合は、上記項目の一部を省略することができる。

- 3 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第15条 資料等の貸与及び返却

監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。

- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等が必要なくなった場合は、ただちに監督員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

第 16 条 関係官公庁等への手続き等

受注者は、調査業務の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。

- 2 受注者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第 17 条 地元関係者との交渉等

地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意を持って接しなければならない。

- 2 受注者は、調査業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定めあるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面（様式 - 10）により、随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書の定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第18条 土地への立入り等

受注者は、屋外で行う調査業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち、調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

- 2 受注者は、調査業務実施のため、植物伐採、かき、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者等の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合には、受注者はこれに協力しなければならない。

- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出して身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立入作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第19条 写真撮影

受注者は、調査結果が確認できるような調査中並びに調査完了時の写真を撮影し、調査終了後提出しなければならない。

- 2 撮影にあたっては、被写体の性質、地点が判別できるよう明確に撮影しなければならない。また、設計寸法の確認などの場合は、スケール等をあてて撮影し、内容が確実に判明できるようにしなければならない。
- 3 写真は、調査経過が判別できるよう整理、貼付し、検査を受ける場合には提出しなければならない。

第20条 成果品の提出

受注者は、調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果品及び社内審査書を委託業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。

- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合又は監督員の指示する場合は、履行期間途中に

においても成果品の部分引渡しを行うものとする。

3 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

4 受注者は、電子データ及びこれを出力した紙により成果品を提出するものとする。

なお、電子データについてはC D - Rに記録し、記録データの一覧表を作成するものとする。また、格納する電子ファイル名及び電子ファイル形式等については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

第21条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、調査業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第22条 検査

受注者は、成果品及び委託業務完了届提出にあたって、自ら社内審査を実施しなければならない。

2 受注者は、契約書の規定に基づき、委託業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督員に提出していなければならない。

3 発注者は、測量業務の検査に先立って、受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。

4 検査職員は、監督員及び主任技術者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 調査業務成果品の検査

(2) 調査業務管理状況の検査

調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応は、C D - Rの破損等外観確認、ウィルスチェック、格納電子データの目視確認、電子データと報告書等出力紙の突き合わせ確認等を行うものとする。

第 2 3 条 修補

受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

- 2 発注者は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 発注者が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は発注者の指示に従うものとする。

第 2 4 条 条件変更等

監督員が、受注者に対して調査業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、書面（様式 - 1 0）によるものとする。

- 2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、ただちに書面(様式 - 1 0)をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期できない特別な状態」とは以下のものをいう。

- (1) 第 1 8 条第 1 項に定める現地への立入りが不可能となった場合
- (2) 天災その他の不可抗力による損害
- (3) その他、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合

第 2 5 条 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、調査業務契約の変更を行うものとする。

- (1) 調査業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 監督員と受注者が協議し、調査業務施行上必要があると認められる場合
- (4) 契約書の規定（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）に基づき、設計図書の変更を行った場合

- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 第 2 4 条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
- (2) 調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第26条 履行期間の変更

発注者は、受注者に対して調査業務の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び調査業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、調査業務の変更が生じない場合であっても履行期間の延長が必要と判断したときは、受注者の進捗状況に応じて履行期間の延長を行うものとする。

第27条 一時中止

次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による調査業務の中断については、第35条の臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、調査業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により調査業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により調査業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
 - 3 前2項の場合において、受注者は、屋外で行う調査業務の現場の保全については、監

督員の指示に従わなければならない。

第28条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書に規定する一般的損害及び第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第29条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書に規定する一般的損害及び第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書に規定(かし担保)するかし責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第30条 部分使用

発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書の規定(引渡し前における成果物の使用)に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途調査業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第31条 再委託

契約書に規定する一括再委託等の禁止について、「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2 契約書に規定する一括再委託等の禁止について、ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務とする。

- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに調査業務を実施しなければならない。

第32条 成果品の使用等

受注者は、契約書の規定（著作権の譲渡等）に従い、発注者の承諾を得て、単独又は他の者と共同で成果品を発表することができる。

- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土地調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書の規定（特許権等の使用）に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第33条 守秘義務

受注者は、契約書の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第32条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第34条 安全等の確保

受注者は、屋外で行う調査業務の実施に際しては、調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成13年3月29日）を参考にして、常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
- (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設省大臣官房技術審議官通達昭和51年3月2日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
- (3) 受注者は、調査現場に別途調査業務又は工事等が行われる場合は、相互協調し

て業務を遂行しなければならない。

- (4) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、調査業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う調査業務の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に対して安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う調査業務の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 受注者は、屋外で行う調査業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。

なお、処分する場合は、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (4) 受注者は、調査現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う調査業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。また、災害発生時においては、第三者及び使用人等の安全確保に務めなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。
- 9 受注者は、調査が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しな

ければならない。

第 3 5 条 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、臨機の措置をとった場合には、その内容を監督員に報告しなければならない。

- 2 監督員は、天災等に伴い、成果品の品質又は工程に関して業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 3 6 条 履行報告

受注者は、履行状況を監督員に報告しなければならない。

第 3 7 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督員と協議するものとする。

- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合には、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

第 3 節 測 量

第 3 8 条 適用範囲

この規定は、ふくしま森林再生事業に係る測量作業に適用する。

- 2 設計及び林況、解析調査等に関する業務については、別に定める規定によるものとする。

第 3 9 条 用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書に規定する者をいう。

- 2 「検査職員」とは、測量業務の完了の検査にあたって、契約書の規定（検査及び引渡し）に基づき検査を行う者をいう。
- 3 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 4 「社内審査員」とは、成果品の内容について技術上の審査を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 5 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。ただし、「担当技術者」は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。（ポケットコンパスやポール等による簡易な測量業務の場合はこの限りではない。）
- 6 「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- 7 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 8 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 9 「仕様書」とは、標準仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- 10 「標準仕様書」とは、各測量業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 11 「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 12 「現場説明書」とは、測量業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- 13 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 14 「図面」とは、入札等の際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 15 「指示」とは、監督員が受注者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 16 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

- 17 「通知」とは、発注者もしくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者もしくは監督員に対し、測量業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 18 「報告」とは、受注者が監督員に対し、測量業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 19 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 20 「承諾」とは、受注者が監督員に対し書面で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 21 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 22 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 23 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 24 「提出」とは、受注者が監督員に対し、測量業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 25 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
- (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面を交わすものとする。
- (2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。
- 26 「成果品」とは、受注者が契約図書に基づき履行した測量業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- 27 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをいう。
- 28 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 29 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 30 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 31 「使用人等」とは、協力者又はその代理人もしくはその使用人、その他これに準ずる者をいう。
- 32 「立会」とは、設計図書に示された項目において、監督員が臨場し内容を確認する

ことをいう。

第40条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量業務の実施のため、監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第41条 設計図書の支給及び点検

受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図もしくは電子データを貸与する。ただし、標準仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第42条 監督員

発注者は、測量業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 監督員の権限は、契約書に規定した事項である。
- 4 監督員がその権限を行使するときは、書面（様式 - 10又は様式 - 12）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口答による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後7日以内に書面（様式 - 10又は様式 - 12）で受注者にその内容を通知するものとする。

第43条 主任技術者

受注者は、測量業務における主任技術者を定め、発注者に通知（様式 - 3）するものとする。

- 2 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。

る。

- 3 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者又は実務経験を有するもので、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4 主任技術者は、監督員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 5 主任技術者は、社内審査員を兼ねることはできない。

第44条 社内審査員及び審査の実施

受注者は、測量業務における社内審査員を定め、発注者に通知（様式 - 3）するものとする。

- 2 社内審査員は、測量法に基づく測量士の有資格者又は高度な技術と十分な実務経験を有しなければならない。
- 3 社内審査員は、審査計画を作成して業務計画書に記載し、審査に関する事項を定めなければならない。
- 4 社内審査員は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、社内審査員自身による審査を行わなければならない。
- 5 社内審査員は、業務完了に伴って審査結果を社内審査書としてとりまとめ、社内審査員の署名捺印のうえ主任技術者に差し出すものとする。
- 6 社内審査員は、主任技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

第45条 担当技術者

受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合（変更する場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出（様式 - 28、29）するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く。）

なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。

- 2 担当技術者は、設計図書等に基づき適正に業務を実施しなければならない。
- 3 担当技術者は、社内審査員を兼ねることはできない。

第46条 提出書類

受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代

理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。

2 受注者は、次の各号に掲げる書類を別表により、監督員を経て遅滞なく提出しなければならない。

- | | |
|-----------------------------------|---|
| (1) 委託業務着手届〔様式 - 1 〕 | (4) 業務計画書〔様式 - 1 0 〕 |
| (2) 主任技術者・社内審査員通知書
〔様式 - 3 〕 | (5) 委託業務完了届〔様式 - 1 9 〕
(6) 成果品目録〔様式 - 2 0 〕及び
成果品 |

- (3) 作業工程表〔様式 - 2 〕 (7) その他監督員が必要と認めたもの

3 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

4 受注者の測量調査設計業務実績情報システム（以下「TECRIS」という）への情報登録は受注者と発注者の協議により決定するものとする。

5 受注者は、TECRIS登録する場合には、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

第47条 打合せ等

測量業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿様式 - 27）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

- 2 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には支給品精算書を監督員に提出しなければならない。
- 4 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。
- 5 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新（アップデード）されたソフトを使用してウイルスチェックを行い、提出するものとする。なお、使用するウイルスチェックソフトの種別は任意とする。

第48条 業務計画書

受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出（様式-10を付して）しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要	(7) 成果品の内容、部数
(2) 実施方針	(8) 使用する主な図書及び基準
(3) 業務工程	(9) 連絡体制（緊急時含む）
(4) 業務組織計画	(10) 使用する主な機器
(5) 打合せ計画	(11) 社内審査計画
(6) 実施順序及び方法	(12) その他必要な事項

ただし、軽易な測量については、特記仕様書で示した場合又は監督員の承諾を得た場合は、上記の一部を省略することができる。

- 3 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第 49 条 資料等の貸与及び返却

監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。

2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等が必要なくなった場合は、ただちに監督員に返却するものとする。

3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

また、発注者の承諾を受けないで、他に公表、貸与、使用等をしてはならない。

4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

第 50 条 関係官公庁等への手続き等

受注者は、測量業務の実施にあたっては、発注者が行う官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。

2 受注者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第 51 条 地元関係者との交渉等

地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意を持って接しなければならない。

2 受注者は、測量業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面（様式 - 10）により、随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

4 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書の定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた

場合には、指示に基づいて変更するものとする。

なお、変更に必要な期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第52条 土地への立入り等

受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち、測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

2 受注者は、測量業務実施のため、植物伐採、かき、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者等の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合には、受注者はこれに協力しなければならない。

3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。

4 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出して身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立入作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第53条 成果品の提出

受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果品及び社内審査書を委託業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。

2 受注者は、設計図書に定めがある場合又は監督員の指示する場合は、履行期間途中においても成果品の部分引渡しを行うものとする。

3 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

4 受注者は、電子データ及びこれを出力した紙により成果品を提出するものとする。

なお、電子データについてはCD-Rに記録し、記録データの一覧表を作成するものとする。また、格納する電子ファイル名及び電子ファイル形式等については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

- 5 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾をうけないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

第54条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第55条 検査

受注者は、成果品及び委託業務完了届提出にあたって、自ら社内審査を実施しなければならない。

- 2 受注者は、契約書の規定に基づき、委託業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督員に提出していなければならない。
- 3 発注者は、測量業務の検査に先立って、受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 4 検査職員は、監督員及び主任技術者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 測量業務成果品の検査

(2) 測量業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応は、CD-Rの破損等外観確認、ウイルスチェック、格納電子データの目視確認、電子データと報告書等出力紙の突き合わせ確認等を行うものとする。

第56条 修補

受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

- 2 発注者は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 発注者が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は発注者の指示に従うも

のとする。

第57条 条件変更等

監督員が、受注者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、書面（様式 - 10）によるものとする。

2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、ただちに書面（様式 - 10）をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期できない特別な状態」とは以下のものをいう。

- （1） 第52条第1項に定める現地への立入りが不可能となった場合
- （2） 天災その他の不可抗力による損害
- （3） その他、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合

第58条 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。

- （1） 測量業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
- （2） 履行期間の変更を行う場合
- （3） 監督員と受注者が協議し、測量業務施行上必要があると認められる場合
- （4） 契約書の規定（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）に基づき、設計図書の変更を行った場合

2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

- （1） 第57条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
- （2） 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- （3） その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第59条 履行期間の変更

発注者は、受注者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でない判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものと

する。

- 3 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、測量業務の変更が生じない場合であっても履行期間の延長が必要と判断したときは、受注者の進捗状況に応じて履行期間の延長を行うものとする。

第60条 一時中止

次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による測量業務の中断については、第68条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
 - 3 前2項の場合において、受注者は、測量業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。

第61条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書に規定する一般的損害及び第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合

- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第 6 2 条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書に規定する一般的損害及び第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書に規定（かし担保）するかし責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第 6 3 条 部分使用

発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書の規定（引渡し前における成果物の使用）に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第 6 4 条 再委託

契約書に規定する一括再委託等の禁止について、「主たる部分」とは、測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- 2 契約書に規定する一括再委託等の禁止について、ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務とする。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。

第 6 5 条 成果品の使用等

受注者は、契約書の規定（著作権の譲渡等）に従い、発注者の承諾を得て、単独で又

は他の者と共同で成果品を発表することができる。

- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書の規定（特許権等の使用）に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第 6 6 条 守秘義務

受注者は、契約書の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第 6 5 条第 1 項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第 6 7 条 安全等の確保

受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成 1 3 年 3 月 2 9 日）を参考にして、常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (3) 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。
 - 3 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に対して安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
 - 4 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
 - 5 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる

事項を厳守しなければならない。

- (1) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。
なお、処分する場合は、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (4) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては、第三者及び使用人等の安全確保に務めなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

第 6 8 条 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、臨機の措置をとった場合には、その内容を監督員に報告しなければならない。

- 2 監督員は、天災等に伴い、成果品の品質又は工程に関して業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 6 9 条 履行報告

受注者は、履行状況を監督員に報告しなければならない。

第70条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督員と協議するものとする。

- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合には、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

第4節 設 計

第71条 適 用

この規定は、ふくしま森林再生事業に係る設計・計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる解析等調査業務を含む。）及び事業実施同意取得等業務に適用する。

- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 測量作業及び地質、土質調査等に関する業務については、別に定める規定によるものとする。

第72条 用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、各号に定めるところによる。

- 1 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書に規定する者をいう。
- 2 「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約書の規定（検査及び引渡し）に基づき、検査を行う者をいう。
- 3 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 4 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 5 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- 6 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等（事業実施同意取得等業

務を除く)に関する技術上の知識を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 次の技術部門または選択科目に該当する技術士
 - ア 建設部門
 - イ 上下水道部門の〔上水道及び工業用水道〕または〔下水道〕
 - ウ 農業部門の〔農業土木〕
 - エ 森林部門の〔森林土木〕
 - オ 水産部門の〔水産土木〕
 - カ 機械部門の〔加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械は除く〕
 - キ 電気電子部門
 - ク 応用理学部門の〔地質〕
 - ケ 衛生工学部門の〔廃棄物管理〕
 - コ 総合技術監理部門(選択科目を上記(ア～ケ)各部門の選択科目とするものに限る。)
 - (2) (1)で定める「技術士」以外で、森林土木設計に関する経験年数が10年以上の「技術士」
 - (3) 「シビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)の資格保有者
 - (4) RCCMの資格試験に合格しているが、社団法人建設コンサルタンツ協会に備える「RCCM登録簿」に登録していないために、「登録証書」の交付を受けていない者
 - (5) 学校教育法による大学卒業者で、森林土木設計に関する経験年数が15年以上の技術者
 - (6) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校卒業者で、森林土木設計に関する経験年数が17年以上の技術者
 - (7) 森林土木設計に関する経験年数が20年以上の技術者
 - (8) 当該設計業務等に関する実務経験が通算2年以上ある林業技士(森林土木部門)
- 7 「契約図書」とは、設計業務委託契約書及び設計図書をいう。
- 8 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 9 「仕様書」とは、標準仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用す

べき諸基準を含む。)を総称していう。

- 1 0 「標準仕様書」とは、各設計業務等に標準する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 1 1 「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 1 2 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- 1 3 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 1 4 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 1 5 「指示」とは、監督員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 1 6 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 1 7 「通知」とは、発注者もしくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者もしくは監督員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 1 8 「報告」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 1 9 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 2 0 「承諾」とは、受注者が監督員に対し書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 2 1 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 2 2 「回答」とは、質問に対して、書面をもって答えることをいう。
- 2 3 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 2 4 「提出」とは、受注者が監督員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 2 5 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺

印したものを有効とする。

(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面を交わすものとする。

(2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。

2 6 「成果品」とは、受注者が契約図書に基づき履行した設計業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。

2 7 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。

2 8 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

2 9 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

3 0 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。

3 1 「使用人等」とは、協力者又はその代理人もしくはその使用人、その他これに準ずるものをいう。

第 7 3 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 1 4 日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため、監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第 7 4 条 設計図書の支給及び点検

受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図もしくは電子データを貸与する。ただし、標準仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第75条 監督員

発注者は、設計業務等における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 監督員の権限は、契約書に規定した事項である。
- 4 監督員がその権限を行使するときは、書面（様式 - 10 または様式 - 12）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後7日以内に書面（様式 - 10 または様式 - 12）で受注者にその内容を通知するものとする。

第76条 管理技術者

受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知（様式 - 8）するものとする。

- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3 管理技術者は、設計業務等（事業実施同意取得等業務を除く。）の履行にあたり、次の各号のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
 - （1） 技術士（森林部門）
 - （2） R C C M（森林土木部門）
 - （3） 1級土木施工管理技士
 - （4） 林業技士（林業経営・森林土木部門）
- 4 事業実施同意取得等業務における管理技術者は、業務の履行にあたって、森林法に規定される森林経営計画作成の実績を有するなど、地域民有林の情報に精通した者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 5 管理技術者に委任できる権限は、契約書に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、発注者及び監督員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 6 管理技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議のうえ、

相互に協力し、業務を実施しなければならない。

- 7 受注者又は管理技術者は、屋外における設計業務等に際しては、使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務等が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
- 8 管理技術者は、第77条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。
- 9 管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

第77条 照査技術者及び照査の実施

受注者は、設計業務における照査技術者を定め、発注者に通知（様式 - 8）するものとする。

- 2 照査技術者は、設計業務等（事業実施同意取得等業務を除く。）の履行にあたり、次の各号のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
 - （1） 技術士（森林部門）
 - （2） R C C M（森林土木部門）
 - （3） 1級土木施工管理技士
 - （4） 林業技士（林業経営・森林土木部門）
- 3 事業実施同意取得等業務における照査技術者は、業務の履行にあたって、前項（1）～（4）のいずれか、又は森林施業プランナー（国又は県が実施する森林施業プランナー育成基礎的研修修了者を含む。）の資格を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4 照査技術者は、照査計画を作成して業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 5 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 6 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。
- 7 照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

第78条 担当技術者

受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合（変更する場合）は、その氏名、その他必要な事項を監督員に提出（様式 - 28、29）するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く。）

なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。

- 2 担当技術者は、設計図書等に基づき適正に業務を実施しなければならない。
- 3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

第79条 提出書類

受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者の測量調査設計業務実績情報システム（以下「TECRIS」という）への情報登録は受注者と発注者の協議により決定するものとする。
- 4 受注者は、TECRIS登録する場合には、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

第 80 条 打合せ等

設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿様式 - 27）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

- 2 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議するものとする。
- 4 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新（アップデード）されたソフトを使用してウイルスチェックを行い、提出するものとする。なお、使用するウイルスチェックソフトの種別は任意とする。

第 81 条 業務計画書

受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出（様式 - 10 を付して）しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

（ 1 ） 業務概要	（ 7 ） 成果品の内容、部数
（ 2 ） 実施方針	（ 8 ） 使用する主な図書及び基準
（ 3 ） 業務工程	（ 9 ） 連絡体制（緊急時含む。）
（ 4 ） 業務組織計画	（ 10 ） 使用する主な機器
（ 5 ） 打合せ計画	（ 11 ） 照査計画
（ 6 ） 成果品の品質を確保するための計画	（ 12 ） その他
- 3 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第 8 2 条 資料の貸与及び返却

監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

- 2 受注者は、貸与された図面及び関係資料等が必要なくなった場合は、ただちに監督員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

第 8 3 条 関係官公庁への手続き等

受注者は、設計業務等の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第 8 4 条 地元関係者との交渉等

契約書に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合、又は、事業実施同意等取得にあたり計画内容の説明等を要する場合は受注者はこれに協力するものとする。これらの説明等にあたり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

- 2 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面（様式 - 10）で随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第85条 土地への立入り等

受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち、設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

2 受注者は、設計業務等実施のため、植物伐採、かき、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者等の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は監督員と協議により定めるものとする。

4 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出して身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第86条 成果品の提出

受注者は設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品及び照査報告書を委託業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。

2 受注者は、設計図書に定めがある場合又は監督員の指示する場合において同意した場合は、履行期間途中においても成果品の部分引渡しを行うものとする。

3 受注者は、成果品において使用する計量単位については、国際単位系(SI)とする。

4 受注者は、成果品の完了時において、建設副産物の「リサイクル計画書」(構想・基本設計「様式-25」)、実施設計「様式-26」)を作成し提出するものとする。

5 受注者は、電子データ及びこれを出力した紙により成果品を提出するものとする。

なお、電子データについてはCD-Rに記録し、記録データの一覧表を作成するものとする。また、格納する電子ファイル名及び電子ファイル形式等については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

第87条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない

第88条 検査

受注者は、契約書の規定に基づき、委託業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。

2 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。

3 検査職員は、監督員及び管理技術者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 設計業務等成果品の検査

(2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

(1) 委託条件 (4) 技術審査等の確認

(2) 指示事項の処置 (5) その他指示事項

(3) 成果品目

なお、電子納品の検査時の対応は、CD-Rの破損等外観確認、ウイルスチェック、格納電子データの目視確認、電子データと報告書等出力紙の突き合わせ確認等を行うものとする。

第89条 修補

受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

- 2 発注者は、補修の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 発注者が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は発注者の指示に従うものとする。

第90条 条件変更等

契約書に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、天災その他の不可抗力によるもののほか、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。

- 2 監督員が、受注者に対して契約書の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、書面（様式 - 10）によるものとする。

第91条 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により、委託料に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 監督員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
- (4) 契約書の規定（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）に基づき、設計図書の変更を行った場合

- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 第90条の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
- (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

第92条 履行期間の変更

発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要で

ないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

- 3 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書の規定に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。
- 5 発注者は、設計業務等の変更が生じない場合であっても履行期間の延長が必要と判断したときは、受注者の進捗状況に応じて履行期間の延長を行うものとする。

第93条 一時中止

契約書の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第101条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の設計業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認められた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止させることができるものとする。
 - 3 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第94条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書に規定する一般的損害及び第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第95条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書に規定する一般的損害及び第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書に規定(かし担保)するかし責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第96条 部分使用

発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書の規定(引渡し前における成果物の使用)に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第97条 再委託

契約書に規定する一括再委託等の禁止について、「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2 契約書に規定する一括再委託等の禁止について、ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

- 4 会計法第29条の3第4項の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めるときは、この限りではない。
- 5 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

第98条 成果品の使用等

受注者は、契約書の規定（著作権の譲渡等）に従い、発注者の承諾を得て、単独で又は他の者と共同で成果品を発表することができる。

- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書の規定（特許権等の使用）に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第99条 守秘義務

受注者は、契約書の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第98条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第100条 安全等の確保

受注者は、使用人等（協力者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準じるものを含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

- 2 受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 3 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等

実施中の安全を確保しなければならない。

- 4 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 6 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 7 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。

災害発生時においては、第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 9 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第101条 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。

- 2 監督員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

第102条 履行報告

受注者は、履行状況を監督員に報告しなければならない。

第103条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

総則の運用

第76条、第77条関係

【第76条 管理技術者】及び【第77条 照査技術者】で定める資格要件を問わない設計業務は、下記の表に掲載したものとする。

資格要件適用除外業務名
補 完 業 務
積 算 業 務
電 算 業 務

第77条関係

業務の照査においては、「詳細設計照査要領」（建設省大臣官房技術調査室監修 社団法人東北建設協会発行）を参考とすることができる。

第5節 設計業務一般

第104条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書ならびに特記仕様書に基づいて行うものとする。なお、使用にあたっては、事前に監督員の承諾を得なければならない。

第 105 条 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、必要に応じて現地踏査を行い、設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。

第 106 条 設計業務の内容

設計業務とは、第 82 条に定める貸与資料及び第 104 条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、構想設計、基本設計、実施設計あるいは補足設計を行うことをいう。

- 2 構想設計とは、地形図、地質資料、現地調査結果、設計事例、経験等に基づき概略設計によるタイプの検討、標準図の作成、概略数量計算、概算工事費の算定などを行うもので、あわせて今後の調査設計の指針を確立するために行う設計をいう。
- 3 基本設計とは、調査、試験等基礎資料が概略整備された段階において、標準断面による構造計算、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、数量計算、概算工事費の算定など、予備的な設計を行うもので、あわせて実施設計の設計方針を確立するための設計をいう。
- 4 実施設計とは、調査、試験等基礎資料が整備された段階において、詳細な構造計算・水理計算に基づく、平面図、縦横断面図、構造物等の詳細図、数量計算、施工計画、概算工事費の算定など詳細な設計を行うもので、工事実施に必要な設計をいう。
- 5 補足設計とは、追加調査結果等により、工事実施のための細部設計を行い、実施設計を補足するために行う設計をいう。

第 107 条 設計業務の条件

受注者は、業務の着手にあたり、第 82 条に定める貸与資料、第 104 条に定める適用基準等および設計図書を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示または承諾を受けなければならない。

- 2 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第 82 条に定める貸与資料等および設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得るものとする。
- 3 受注者は、本条 2 項において、第 82 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議するものとする。
- 4 受注者は、設計図書および第 104 条に定める適用基準等に示された以外の解析方法

等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督員の承諾を得るものとする。

- 5 受注者は、設計にあたって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得るものとする。
- 6 設計に採用する材料、製品は、原則として J I S、 J A S の規格品及びこれと同等品以上とするものとする。
- 7 受注者は、設計計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等ならびにその計算過程を明記するものとする。
- 8 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。また、建設副産物の検討成果としてリサイクル計画書を作成するものとする。
- 9 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督員と協議するものとする。
- 10 受注者は、構想設計又は基本設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト縮減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された 1 ケースについて、コスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。

この提案は、構想設計又は基本設計を実施した受注者が、その設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

- 11 受注者は、構想設計又は基本設計における比較案の提案、もしくは、構想設計における比較案を基本設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。

また、受注者は、実施設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

第 108 条 コスト縮減の推進

受注者は、設計業務等の実施にあたり、効率的な工事の施工に資する計画立案・策定

及び設計に努め、工事に係るすべてのプロセスでコストの観点から、その縮減の推進に配慮しなければならない。

第109条 環境負荷の低減

受注者は、設計業務等の実施にあたり、森林土木工事における環境負荷の低減に資する資材等の活用、建設資材の再資源化及び廃棄物の減量に努めなければならない。

2 受注者は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき選定された小径丸太材（間伐材）等の特定調達物品等の優先的使用と普及に配慮しなければならない。

3 受注者は、工事に伴って発生する根株、伐採木及び末木枝条については、関係法令等を遵守して、建設資材としての利用及び工事現場内における林地還元を配慮しなければならない。

第110条 設計業務の成果

成果の内容について、次の各号により取りまとめるものとする。

(1) 設計説明書（報告書）

設計説明書（報告書）は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(2) 設計計算書等

計算項目は、この標準仕様書及び特記仕様書によるものとする。

(3) 設計図面

設計図面は、この標準仕様書及び特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

(4) 数量計算書

数量計算書は、この標準仕様書、特記仕様書、福島県治山事業設計指針（山地治山編）及びふくしま森林再生事業〔路網整備〕の運用により行うものとし、整備種別、作業道路線別に取りまとめるものとする。

ただし、構想設計及び基本設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 概算工事費

概算工事費は、監督員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量をもとに算定するものとする。

(6) 施工計画書

ア 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

(ア) 計画工程表 (イ) 使用機械 (ウ) 施工方法

(エ) 施工管理 (オ) 仮設備計画 (カ) 特記事項その他

イ 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真とともにその結果を取りまとめることとする。

諸基準一覧表(参考)

名 称	発行所名	備考
森林環境保全整備事業実施要領	林野庁	
福島県作業道作設指針	福島県	
治山林道必携 設計積算編	(社)日本治山治水協会・ 日本林道協会	
治山技術基準・同解説	(社)日本治山治水協会	
福島県治山事業設計指針(山地治山編)	福島県	
林道必携 技術編	日本林道協会	
林道指針 設計編	福島県	
森林土木構造物標準設計	(財)林業土木コンサルタ ンツ	
コンクリート標準示方書	土木学会	
林道規程 - 解説とその運用 -	森林科学研究所	
道路構造令の解説と運用	(社)日本道路協会	
道路土工(各種指針)	〃	
アスファルト舗装要綱(改訂版)	〃	

簡易アスファルト舗装要綱	〃	
セメントコンクリート舗装要綱	〃	
舗装設計便覧	〃	
舗装設計施工指針	〃	
防護柵設置要綱	〃	
改訂新版建設省河川砂防技術基準(案)・同解説	(株)山海堂	
河川管理施設施設等構造令	日本河川協会	
土木製図基準	土木学会	

別表(提出書類一覧表)

様式番号	様式名	作成別	宛名	適用業務			提出期日
				測量	設計	調査	
1	委託業務着手届	受注者	発注者				契約締結後14日以内
2	作業工程表	受注者	発注者				契約締結後14日以内
3	主任技術者・社内審査員通知書	受注者	発注者				業務着手前
4-1	主任技術者経歴書	本人	発注者				主任技術者・社内審査員通知書(変更含む)に添付
4-2	社内審査員経歴書	本人	発注者				主任技術者・社内審査員通知書(変更含む)に添付
4-3	主任技術者変更通知書(又は社内審査員変更通知書)	受注者	発注者				その都度
5	管理技術者経歴書	本人	発注者				管理技術者・照査技術者通知書(変更含む)に添付
7	照査技術者経歴書	本人	発注者				管理技術者・照査技術者通知書(変更含む)に添付
8	管理技術者・照査技術者通知書	受注者	発注者				業務着手前
9	管理技術者変更通知書(照査技術者変更通知書)	受注者	発注者				その都度
10	業務打合せ簿	受注者 発注者	発注者 受注者				随時
12	確認書	受注者	発注者				随時
13	支給材料受領書	受注者	発注者				引渡し時
14	精算 支給材料 返納 書	受注者	発注者				業務完了後

15	貸与品借用書	受注者	発注者				引渡し時
16	貸与品返納書	受注者	発注者				業務完了後
17-1	部分使用同意願	発注者	受注者				発注者が部分使用を必要とした時
17-2	部分使用同意書	受注者	発注者				受注者が部分使用に同意した時
17-3	部分使用に係る確認検査結果書	発注者	受注者				部分使用に同意後
19	委託業務完了届	受注者	発注者				業務完了後
20	成果品目録	受注者	発注者				成果品提出時
参考 21	照査報告書	照査 技術者	管理 技術者				照査完了後
参考 22	修補指示書	発注者	受注者				検査日
任意	作業日報	受注者	発注者				成果品提出時
参考 24	社内審査書	受注者	発注者				成果品提出時
25	リサイクル計画書 (構想設計・基本設計)	受注者	発注者				業務完了後
26	リサイクル計画書 (実施設計)	受注者	発注者				業務完了後
27	打合せ記録簿	受注者	発注者				随時
28	担当技術者届	受注者	発注者				着手届提出時
29	担当技術者変更届	受注者	発注者				随時
第2-1	事故発生報告書(速報)	発注者					事故等が発生したとき(速報)
第2-2	事故発生報告書(詳報)	発注者					「速報」報告後
第2-3	事故発生報告書	受注者	発注者				事故等が発生したとき

第 2 編 年度別事業実施計画

第2編の1 年度別事業実施計画作成

第1章 総則

第111条 年度別事業実施計画

本業務においては、ふくしま森林再生事業における事前調査のうち、年度別事業実施計画にかかる、森林整備・放射性物質拡散防止・枝葉処理・路網整備・林業用作業施設整備の各計画について必要とする調査・解析等調査・設計・測量業務に適用するものとする。

第2編の2 現況森林調査

第1章 現況森林調査

第1節 林分調査

第112条 標準地調査

林分の標準地調査は、既存資料による調査を補完するもので、調査対象林分の立木の種類、樹高、胸高直径等について、林相ごとに標準地を設定し、定量的に把握するものとする。なお、標準地1箇所の規模は10m×10mを標準とし、標準地の数は、下表を標準とする。

対象林分区域面積	標準地箇所数
～0.5ha未満	1
0.5～1ha未満	2
1～5ha未満	3
5～15ha未満	4～6
15ha以上	7以上

第2節 空間放射線量率測定

第113条 放射線量率測定

放射線量率測定は、森林整備計画立案にあたって調査を必要とする場合、調査対象林分の中央付近において、行うものとする。

2 測定方法は以下を標準として行うものとする。

- (1) 測定点付近の3m×3m程度の中で測定器をゆっくり移動させながら、急激に空間放射線量率が高くなるような特異な場所が存在しないことを確認する。
- (2) 測定は地上高1mにおいて1点当たり3回行い、平均値を測定値とする。
- (3) 指示値のふれが十分に安定した後の指示値を読み値とする。
- (4) 腕を伸ばす等出来る限り検出器を遮蔽しない状態で測定を行う。

3 測定に用いる機器はシンチレーション式サーベイメータとし、測定方法及び機器の校正等については、「除染関係ガイドライン」（平成23年12月第1版環境省）に準じなければならない。

第2編の3 年度別事業実施計画解析等調査

第1章 年度別事業実施計画調査

第1節 年度別事業実施計画調査の概要

第114条 年度別事業実施計画調査の概要

本調査は、年度別事業実施計画作成において、森林整備、枝葉処理・放射性物質拡散防止・路網整備・林業用作業施設整備等について総合的に調査を行うものとする。なお、森林整備にかかる個別林分の定量的把握は第2編の2「現況森林調査」で行うものとする。

2 前項の具体的な調査項目は、表-1に示す内容を標準とし、事業の目的及び対象地区の現況等に応じて適宜増減することができるものとするが、調査項目の選択は設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

表 - 1 調査項目一覧表

年度別事業実施計画解析等調査の項目
第 1 1 5 条 予備調査
第 1 1 6 条 現地踏査
第 1 1 7 条・第 1 1 8 条 地形・地質・気象等調査
第 1 1 9 条 荒廃森林等調査（林況・植生調査）
第 1 2 0 条 林内路網等調査
第 1 2 1 条 法令規制・土地利用等調査
第 1 2 2 条 総合検討及び基本方針の策定

第 2 節 調査項目

第 1 1 5 条 予備調査

予備調査は、地形図、地質図、空中写真、森林計画図、森林簿等及び植生図、調査・研究等の既存資料を用いて、当該地域の自然的特性、荒廃森林等の概略を把握するものとする。

第 1 1 6 条 現地踏査

現地踏査は、調査区域の地形・地質、森林現況、林況・植生、林内路網等の概況を調査するものとする。

第 1 1 7 条 地形・地質・気象等調査

地形・地質等調査は、事業対象地区の地形、土質及び地質の特性について調査を行うものとするし、森林整備、路網整備等にあたり、留意すべき事項及び箇所を明らかにするものとする。

また、気象調査は、最寄り観測所等の既往 10 年間以上の資料に基づき、次号について調査するものとする。

(1) 年(月)の平均気温

(2) 年(月)の平均降雨量、最大日(時)雨量(大規模な災害を伴ったものは別記する。)

(3) 降雪及び積雪の時期、年(月)の平均降雪量、最大積雪深及び平均積雪深

(4) 年(月)の主風向、平均風速、最大風速

地区事業により風速を考慮する必要がある施設整備を行う場合等、必要に応じて調査する(大規模な災害を伴ったものは別記する。)。

(5) 気象条件に関し、路網配置計画又は森林整備計画等にあたっての留意点を取りまとめる。

第 1 1 8 条 地形調査

地形調査は、森林計画図、空中写真等と現地調査により地形の概況を調査するものとする。

なお、等傾斜区分の基準は、次表によるものとし、区分の単位は 1 . 0 ヘクタールを標準する。

等傾斜区分基準

区 分	記号
25 度以下	1
25 度を超え 35 度未満	2
35 度以上	3

第 1 1 9 条 荒廃森林等調査

荒廃森林等調査は、被災森林・不手入れ森林等の公益的機能の高度発揮を図る必要がある森林位置・面積の把握のため、次の各号により調査を行うものとする。

(1) 林況、植生調査

対象地区及びその周辺の森林について、樹種、林齢、樹高、胸高直径、樹冠、疎密度等のほか、下層植生の種類、成育状況等を調査し、林相図、植生図等を作成するものとし、森林施業の可否等について把握する。

(2) 形態調査

荒廃森林等の位置、地被植生の有無、ガリー発生の有無及び表層土壌の流亡の有無等を把握する。

(3) 森林整備調査

森林整備を要する範囲等の概略を把握する。

(4) 森林被害調査

対象地区及びその周辺の気象害、病害、虫害等の被害の状況及び特性を把握する

(5) 森林機能調査

対象地区の森林に期待される機能及び特性を把握する。

第 1 2 0 条 林内路網等調査

林内路網等調査は、対象地区内に存する作業道等林内路網の位置、規格等を調査し、5千分の1森林計画図に記載する。

第 1 2 1 条 法令・規制、土地利用等調査

法令・規制、土地利用調査は、対象地区における開発計画や、各種法令指定地、土地利用などを次の各号により把握する。

(1) 気象等森林被害及び法令・規制等調査

気象害等による森林被害の状況・位置・区域、開発計画・水利用等の社会的特性などについて把握する。また、保安林・自然公園区域・埋蔵文化財・レッドデータ等の法令等指定状況を把握する。

(2) 土地利用調査

対象地区やその下流域等において、開発計画を含む人家、農耕地、水利用施設等の位置・数量等を把握する。

第 1 2 2 条 総合検討及び基本方針の策定

各調査項目の調査結果に基づいて、対象地区における整備目標及び整備水準等について総合的に分析・検討し、基本方針を策定するものとする。

第 3 節 年度別事業実施計画の作成

第 1 2 3 条 基本事項の策定

森林整備計画における基本事項の策定は、既往の造林補助事業等の森林整備実施状況や市町村除染実施計画等との関連についても十分検討したうえで、整備の対象林分、整備に伴う路網等作

業基盤整備の配置等を明確にし、森林整備計画・放射性物質拡散防止計画・枝葉処理計画・路網整備計画・林業用作業施設計画の整備目標・整備計画量・整備方針の設定を行うものとする。

第 1 2 4 条 森林整備計画

森林整備計画は、地被植物の減退等による荒廃森林、不手入れ森林等を対象として、整備する目標林型の設定を図り、整備面積及び施業種・作業条件等の整備計画を策定するとともに、第 1 2 5 条の放射性物質拡散防止等の必要性について検討・計画するものとする。

第 1 2 5 条 放射性物質拡散防止計画

放射性物質拡散防止計画は、放射性物質移動を抑制するための表土移動と下流域への影響との関連において土砂流出防止柵工等計画を策定するものとし、計画に当たっては、適切な工種・工法の選定と施設の配置を計画するものとする。

第 1 2 6 条 枝葉処理計画

枝葉処理計画は、森林整備に伴い発生する枝葉等の量的把握を行い、対象地区における林内残置や搬出の方法、及び必要に応じて木材チップ加工等の処理について計画するものとする。

第 1 2 7 条 路網整備計画

路網整備計画については、次の各号により行うものとする。

(1) 路網等の位置

路網整備計画は、森林整備計画等及び第 1 1 6 条から第 1 2 2 条を踏まえ、縮尺 5 千分の 1 森林計画図に、起点、終点及び主要な通過点を図示し、等高線間隔によって縦断勾配を検討して路網配置計画を記入する。さらに、空中写真に路網配置計画を移写する。

(2) 路網等の規格

森林整備計画、作業システム、第 1 1 6 条から第 1 2 1 条及び地形図又は空中写真による地形判読等に基づき、路網等の規格を検討する。

2 路網整備計画の検討にあたっては、次の各号により行うものとする。

(1) 図上測設

図上測設は、森林整備計画等に基づいて第 1 1 6 条から第 1 2 1 条の調査結果を基に、

森林計画図を用いて、位置を図上に設定し、主として平面線形及び縦断線形を検討する。

ア 主な通過地等の位置の設定

図上測設に当たっては、開設目的を達成するために必要な主な通過地等の概略位置を設定する。

イ 図上測設に用いる地形図等

図上測設は、森林計画図を用いることを標準とし、森林計画図では判断できない等高線間の地形は、空中写真等により補正するものとする。また、基岩の種類、地層の走向・傾斜、断層等の地質に関する判断は、地質図を用いて行うものとする。

ウ 図上測設が困難な場合

図上測設において、森林計画図、空中写真、地質図等のみでは路網配置計画の設定が困難な場合は、次号の現地踏査を踏まえて設定するものとする。

(2) 現地踏査

現地踏査は、森林所有者等同意が得られた森林について、図上測設において明らかになった検討事項等を現地で検証又は確認を行うとともに、通過地の位置の設定等を行うものとする。

ア 現地踏査においては、ハンドレベル等簡単な計測器具を用いて、縦断勾配を測定するなどにより、路網の通過位置等を検討するものとする。

イ 現地踏査においては、地形、地質、林況などの自然条件並びに森林整備計画位置の確認を行うものとする。

(3) 現地測設

現地測設は、現地踏査により選定した路網計画を対象として次の各号により路網整備計画を決定するものとする。なお、各作業道の起終点、主な通過地等は、選定条件を適用して、現地にその概略位置を設定する。

ア 踏査

踏査は、路網配置計画について、起終点、通過地の確認等を行うものとする。

イ 予測

予測は、路網配置計画について簡易な計測器具を用いて縦断勾配等について確認し、必要に応じて調整を行い、路網整備計画を決定するものとする。

(4) 路網整備計画の検討

路網整備計画は、森林整備計画・放射性物質拡散防止計画・枝葉処理計画及び調査結果を踏まえ、次の諸条件を十分検討して適切に配置するものとする。

ア 森林の有する多面的機能の保持

国土保全、水源のかん養、自然環境の保全など森林の有する多面的機能を保持するため、福島県作業道作設指針に基づき計画するものとする。

イ 適切な規格・構造の適用

作業道の規格の適用に当たっては、整備目的に適合したものであるほか、特に次の点に配慮すること。

(ア) 既設林道等や路網配置計画が調和すること。

(イ) 当該地域の地形、地質、地物等に適合すること。

ウ 自然条件との適合

地形、地質、気象その他の自然条件を十分に考慮し、次のような箇所はできるだけ避けること。

(ア) 地すべり地形地及び跡地

(イ) 落石危険地及び崩壊地

(ウ) 崖錐、扇状地、断層、破碎帯及び段丘

(エ) なだれ発生地

(オ) 流水に近接する箇所

(カ) 軟弱地盤及び湧水地帯

(キ) 自然環境保全上、特に留意する箇所

第128条 林業用作業施設計画

林業用施設計画は、対象地区の既存施設の整備状況を踏まえつつ、森林整備計画等との関連から、作業ポイントや山土場等施設の位置・規模を決定する。

第129条 事業量の算定

年度別事業実施計画に含まれる森林整備・放射性物質拡散防止・枝葉処理・路網整備・林業用作業施設の各計画は、工種別に構造・数量・概算工事費について取りまとめるとともに、施工の優先順位を定めるものとする。

第4節 年度別事業実施計画調査の取りまとめ

第130条 年度別事業実施計画図の作成

年度別事業実施計画図は、対象地区における森林整備・放射性物質拡散防止・枝葉処理・路網整備・林業用作業施設の各計画位置・計画量・施工の優先順位等を一体的に明示したものを作成するものとする。

第131条 照査

照査は、次の各号により調査業務の各段階で行うものとする。

(1) 基本条件の照査

現地の状況及びそれを取り巻く情報等の基本条件を、適切に把握あるいは収集可能であるか、設計図書の内容を理解しているのか等の確認を行う。特に、計画立案に重要な項目の調査が適切に実施可能であるのかの照査を行う。

(2) 細部条件の照査

発注者との協議内容が適切に調査に反映されているか、調査目的に合致した調査が進められているか、計画立案に向けて適切な取りまとめが遂行中であるか等、調査中の各段階において照査を行う。特に、計画内容が設計や工事等に十分に役立つものになるのかの確認を行う。

(3) 成果品の照査

設計図書の内容が適切に実施されているか、協議事項が適切に反映されているか、取りまとめ内容が設計や工事等に十分に役立つものとして取りまとめられているか等の確認を行う。また、図表や説明文、数量及び概算工事費等に誤りが無いかの確認を行う。

第132条 報告書等の作成

調査目的や項目、方法及び調査収集資料の総合的な分析・検討を踏まえ、計画策定の基本方針並びに計画等の内容・調査結果、その他提言等について取りまとめるものとする。

- 2 年度別事業実施計画の取りまとめは、表 - 2 により行うものとする。
- 3 表 - 3 に示す成果品の一覧に準じて、必要なものを作成するものとする。

表 - 2 年度別事業実施計画調査の取りまとめ事項及び内容

事 項		内 容
事業対象地区の現況		地形、地質、林況・植生、法指定状況、既存林内路網等の整備状況等必要な事項について記載する。
荒廃森林等の現況		荒廃森林面積（被災森林、機能低下森林、機能の高度発揮を図るべき森林、不手入れ森林）等の必要な事項について記載する。
法令規制・土地利用との関連		地区の法令規制状況、表土流出対策と下流域への影響及び土地利用等との関連について記載する。
整備目標等	整備目標	事業において整備の対象とする森林や整備基盤等の現況を明確にし、改善しようとする内容及び森林整備の目標林型や路網整備等の整備水準を記載する。
	整備計画量	森林整備・放射性物質拡散防止・枝葉処理・路網整備・林業用作業施設の計画量及びその設定の考え方を記載する。
整備方針		整備目標を達成するため必要な森林整備計画等の位置、規模、規格及び施工の優先順位の考え方等具体的な方針を記載する。
事業量		森林整備計画等の工種別の数量・概算工事費を記載する。
年度別事業実施計画図		対象地区の区域、森林整備等各計画位置、施工の優先順位等について一体的に明示した図面を作成する。
施工予定期間		整備方針及び事業量等から適切な施工予定期間について定めたものを記載する。
他事業との関連		既往の造林補助等森林整備実施状況や市町村除染実施計画、開発計画等、他所管事業等との調整状況や連携状況等について記載する。

表 - 3 成果品一覧

調査目的
調査項目
調査方法
調査収集資料分析検討書
現地写真
林況（森林面積、主要樹種、面積等）
既設林内路網状況（位置、延長、規格等）
地形地質等概要書・図
荒廃森林等現況概要書・図
土地利用現況概要書・図
年度別事業実施計画検討書
年度別事業実施計画施工計画書
工種別数量等概算書
施工予定期間検討書
年度別事業実施計画図（縮尺 = 森林計画図 1 / 5 , 0 0 0 ）
その他必要事項に関するもの

第 2 編の 4 年度別事業実施計画設計

第 1 章 設計業務一般

第 1 3 3 条 設計に関する一般事項

受注者は、設計に先立ち現地調査を行い、対象地区の地形、地質、用排水及び植生等の状況を把握するものとする。

第 1 3 4 条 設計業務の内容

設計業務の内容は、森林整備及び枝葉処理並びに放射性物質拡散防止の設計を行うとともに、必要となる路網整備、林業用作業施設の設計説明、設計図面、数量計算等の作成を行うものとする。

第 1 3 5 条 照査

照査は、次の各号により設計業務の各段階で行うものとする。

- (1) 基本条件の照査

現地の状況及びそれを取り巻く情報等の基本条件を、適切に把握あるいは収集可能であるか、設計図書の内容を理解しているか等の確認を行う。また、市町村森林再生計画（全体計画）及び市町村森林整備計画等に合致して設計が遂行されているかの確認を行う。

（２） 細部条件の照査

発注者との協議内容が適切に設計に反映されているか、施工目的に合致した設計が進められているか、工事に向けて適切な設計が遂行中であるか等、設計中の各段階において照査を行う。特に、設計内容が現場条件に十分に合致しており、工事内容を解りやすく、かつ必要事項を適切に取りまとめているかの確認を行う。

（３） 成果品の照査

設計図書の内容が適切に実施されているか、協議事項が適切に反映されているか、取りまとめ内容が工事に十分に役立つものとして取りまとめられているか等の確認を行う。また、設計図や数量計算、設計説明書等に誤りが無いかの確認を行う。

第 136 条 設計業務成果

設計業務の成果とりまとめは、次の各号に留意して、表 - 4 により取りまとめるものとする。

（１） 設計説明書

設計条件、森林整備区域・整備対象林分・施業種・放射性物質拡散防止箇所・路網の規格等の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を簡潔に記載するものとする。

（２） 設計図面等

表 - 4 又は特記仕様書により作成するものとする。

（３） 数量計算書等

数量計算書等は、根拠を明確にして算出し、工種別等に区分して作成する。

（４） 設計計算書

設計条件、使用した理論、計算式、文献等及び計算過程を明記する。

（５） 原図等

原図及びその複製は、特記仕様書で定める部数を表 - 4 基本設計図等の編纂順序、名称及び縮尺に示すところにより作成するものとする。

第2章 年度別事業実施計画設計

第137条 年度別事業実施計画の設計

年度別事業実施計画の設計は、次の各号によるものとする。

(1) 設計計画

基本事項の決定に基づき、森林整備、森林整備に伴う枝葉処理、放射性物質拡散防止工等の工種、数量、路網及び林業用作業施設の位置、規格、数量等を決定する。

(2) 設計図作成

ア 位置図

位置図は、地形図又はこれに準ずる図面を用い、対象地区の範囲や地物等について明示するものとする。また、位置図には、方位、縮尺等設計に必要な諸元を記入するものとする。

イ 計画平面図

計画平面図は、森林計画図を使用し、森林整備計画・放射性物質拡散防止計画・路網配置計画・林業用作業施設の位置、区域等を次表を参考に付記するものとする。

また、本調査等の成果によって、周辺の地形、地物などの位置関係を明らかにする。計画平面図には、方位、縮尺等設計に必要な諸元を記入するものとする。

(参考) 年度別事業実施計画平面図記載記号等の例

区 分	記 号	凡 例
森 林 整 備 計 画	S - 番号	 区域着色
放射性物質拡散防止計画	H - 番号	
枝 葉 処 理 計 画	E - 番号	 棚：棚積み、チ：チップ化
路 網 配 置 計 画	R - 番号	
林 業 用 作 業 施 設	D - 番号	作 土 作：作業ポイント、土：土場

ウ 標準図等

森林整備計画は、必要に応じて植栽配列図等、枝葉処理については対象となる区 域図等、放射性物質拡散防止施設等構造物は、標準図、模式図等を作成するものとする。

エ 作業道土工標準図

作業道土工標準図は、路網配置計画の各作業道における標準的な横断傾斜度を傾斜区分図及び現地調査により把握し、作業道作設指針に基づく構造規格のうち、共通する基本的な形状、寸法、断面等を示すものとする。

オ 法令関係図

関係法令等に基づく許認可又は協議等を要するため作成する法令関係図は、これら法令等に示す様式、要領等によるものとする。

(3) 数量計算

設計積算等に必要な工種、区分ごとの設計数量は、本調査の資料、設計図等を基に、標準図及び調査資料による現地諸条件を基に、各工種、工法等別に計算するとともに、次により計算するものとする。

数量計算の順序、方法等の基本的な計算方式は、原則として次によるものとする。

なお、数量計算における集計単位は「森林整備保全事業設計積算要領」の定めによるものとする。

ア 数量の単位はS I及びメートル法による。

イ 特に明示されたもの以外の計算単位は、集計単位以下1位以上とする。

ウ 計算に用いる円周率、係数、乗数、弧度、三角関数又はこれらに準ずる数値は、単位以下3位止めとする。

エ 端数処理は四捨五入を原則とする。

オ 計算方法は、計算の精度及び難易度等に応じて、数式、図上測定及び実物測定の順序とする。

カ 面積の計算は、数式、三斜求積法又はプラニメータ測定による。

キ プラニメータ測定による場合は、3回測定の平均値とする。

ク 体積の計算は、両断面の平均数量に、断面間の距離を乗じて求める平均断面法とする。
ただし、複雑な構造物にあっては、各種数学公式によるものとする。

表 - 4 基本設計図等の編纂順序、名称及び縮尺

編纂順序	区分	細別	名称	縮尺	摘要
1	表紙		(業務の名称)		図面を綴じる場合に適用する。
2	位置図		位置図	1/50,000	国土地理院地形図を使用する。
3	基本設計図	一般図	計画平面図	1/5,000	森林整備計画・表土流出防止計画・枝葉処理計画、路網配置計画及び林業作業施設計画の位置、区域等、土地利用等関連する情報について記載し、森林計画図を使用する。
4			森林整備区域図	1/500 ~ 1/1,000	森林整備対象林分の測量区域図
5			植栽配列図等	適宜	必要に応じて植栽配列図や枝葉処理区域図等
6			土砂流出防止施設標準図	1/100	
7			作業道平面線形図	1/500 ~ 1/5,000	実測図
8			作業道土工標準図	1/100	土構造(切取、盛土等)、路盤工等
9			その他標準図・構造図	1/100	必要に応じて作成
10	付属図	法令等関係図	法令等に定められた名称とする。	法令等に定められた縮尺とする。	保安林その他関係法令等に基づく許認可又は協議等のため必要な図書類は、これら法令が示す様式、要領等に従い作成し、適宜編纂順序を定めるものとする。

- (注) (1) 特記仕様書に定めのある場合を除き、標準的なものを示したものである。
- (2) 設計図に用いる図形の表示は、正投影法を原則とする。
- (3) 設計図等は、上表に示した編纂順序により編集するものとする。
- (4) 設計図の大きさは、原則としてJIS P 0138(紙加工仕上寸法)によるものとする。
- (5) 図面の折り畳みを行わず、綴り込みにより編集する場合は表紙を付け、図面の区分又は種類毎に仕切りを行い、インデックスを付するものとする。
- (6) 図面を折り畳み、図面袋に(箱)に入れて、袋を綴り込みする場合は、図面の区分又は種類別に同一の袋となるように整理編集し、袋毎にラベルを貼付するものとする。なお、ラベルの参考様式は次表のとおりとする。
- (7) 編集製本をするときの製本の寸法は、A4判を標準とする。

ラベルの参考様式

工 事 名	工 事	
図 面 名	図 面 番 号	枚 数
位 置 図	1	枚
数量計算書	2	枚
計画平面図	3 ~	枚
計		枚

表 - 5 成果品一覧表

設計の種類	成果品	縮 尺	摘 要
年度別事業 実施計画	設計説明書		A 4 判
	地区位置図	1/50,000・ 1/25,000	原則として国土地理院発行の地形図とする事業対象地区はその外縁を明示するとともに、国有林、民有林界等を表示する。
	計画平面図	1/5,000	原則として森林計画図とする。地形、地物、地域等の表示方法、記号等は、国土交通省公共測量作業規程に定める大縮尺地形図図式適用規程に準じて表示するほか、必要に応じて文字又は数字等で補足する。 森林整備・枝葉処理計画はその位置・区域・面積等、放射性物質拡散防止計画については位置・延長等、路網（作業道）については位置・規格・延長等、林業用作業施設については位置・規模等を表示する。
	森林整備区域図	1/500～1/5,000	区域測量図
	植栽配列図等	適宜	植栽計画図等作業種別ごとの図面は特記仕様書で定めるものとする。
	標準図等	1/50～1/100	放射性物質拡散防止等
	作業道平面 線形図	1/500～1/5,000	中心線測量図
	作業道土工標準 図	1/50～1/100	土工標準図は、横断線形形状、寸法、法勾配を明示する。
	その他標準図等		
	法令規制等関係 図		各法令に基づき作成
	設計計算書		
その他参考資料		写真その他(設計説明書・設計計算書等の補足説明資料等)	

(注) 特記仕様書に定めのある場合を除き標準的なものを示したものである。

表 - 6 報告書に添付する状況写真例

計画立案にあたり判断のもととなる状況写真を添付するものとする。

項 目	状況写真例
空間放射線測定調査	測定位置の遠景・近景・測定数値表示など
森林整備計画	整備対象とした理由が説明できるものなど (林床植生衰退状況等) 標準地設定時の遠景・近景など
放射性物質拡散防止計画	計画位置と対策を行う理由が説明できるものなど (住宅等の位置と土砂流出対策の関連)
路網整備計画	既設路網現況 路網配置上回避すべき箇所、起点・終点、洗越工等 路網計画 にあたり重要なポイントとなる箇所など
その他	整備実行にあたり注意すべき現地状況など

第2編の5 年度別事業実施計画測量

第1章 測量に関する一般事項

第138条 使用器材

測量に用いる器材は、表 - 6 に掲げるものと同等以上の性能を有し、点検整備したものである。

第139条 公差及び測定方法

測量公差及び測定方法は、表 - 7 によるものとする。

第140条 測量杭

測量に使用する杭の材質、形状、寸法等は、次表を標準とするものとする。

名称	材質	業務内容	杭の表示色
測点杭	木又は合成樹脂	森林整備区域測量	黄色
		作業道平面線形測量	赤色

- 2 測点杭は、移動や浮沈のないよう堅固に設置するものとする。
- 3 杭の設置が不可能な箇所は、岩盤等に設置し、鋏又はペンキ等で明示するものとする。
- 4 測量杭は、原則として測点番号を前測点の方向に向けて設置するものとする。
- 5 測量杭は、上端を赤ペンキ等で着色して識別し易くするとともに、移動、紛失を防ぐため適宜保護し、必要ある場合は、引照点を設けるものとする。

第141条 測量野帳等

測量の結果は、測量野帳等に記入し、一件ごとに整理し、保存するものとする。

第142条 図面

平面図には、測点及び番号、方位、縮尺、標高、等高線、計画及び既施工地等設計に必要な諸元を記入するものとする。

第143条 図面の縮尺

図面の縮尺は、表 - 8 を標準とするものとする。

表 - 6 測量に用いる器材

区分	器材の名称	測定区分	性能
簡易な測量	ポケットコンパス	方位角 鉛直角	1 磁針の長さは7cmを標準とし、望遠鏡つきであること。 2 水平目盛及び鉛直目盛の最小読定値が1度以内であること。
	メートル縄	距離	1 目盛のある部分の長さが100m以内であること。 2 目盛は10cm以内であること。
	ポール	距離	長さは2～3m、目盛20cmを標準とする。

表 - 7 測量の公差及び測定方法

種別	測量器材		区分	ポケットコンパス
水平角又は磁針方位	測定方法			前視・後視 各1回
	最小読定値			1度以内
鉛直角	測定方法			前視・後視 各1回
	最小読定値			1度
距離	測定方法			2回
	最小読定値			10cm
	公差	読定較差		10cm
公差	座標閉合差			図上距離の総和の 100分の1

表 - 8 図面の縮尺

区分	業務種別	内 容	縮 尺
森林整備 区域図	森林整備計画	実測図（1林分あたり）	
		0.5ha未満	1/500
		0.5～2.0ha未満	1/1,000
		2.0～5.0ha未満	1/3,000
		5.0ha～	1/5,000
作業道平面 線形図	路網整備計画	実測図（作業道1路線あたり）	
		100m未満	1/500
		250m未満	1/1,000
		250～500m未満	1/3,000
		500m～	1/5,000

第2章 年度別事業実施計画測量

第1節 年度別事業実施計画の測量

第144条 測量の実施

年度別事業実施計画作成において測量を実施する場合は、原則として森林所有者等との協定締結後に行うものとする。

第2節 森林整備区域測量

第145条 踏査選点

森林整備計画地の付近一帯を踏査し、計画地の概況を把握の上、測量点を選点するものとする。

第146条 森林整備区域測量

森林整備区域測量は、林相区分等の区域を明らかにするため、計画対象となる林分の周囲測量を行うものとする。測量方法はポケットコンパス等を使用し、測量する。

- 2 測量成果に基づき、森林整備区域図を作成するものとする。

第3節 作業道平面線形測量

第147条 現地設定

実測量は第128条を基として、現地実測によることを原則とする。解析等調査で設定した作業道の位置を現地に設定するために行うものとする。

第148条 中心線測量

中心線測量は、福島県森林作業道作設指針に定める構造に適合する直線の中心線を設置し、作業道計画の平面線形を明らかにするものとする。測量方法はポケットコンパス等を使用するものとする。

(1) 測点杭の設置

測点杭の設置は、次の各号によるものとする。

- ア 測点杭は、20m単位の番号杭又は追加距離杭とする。
- イ プラス杭は、地形並びに土質区分の変化点等に設けるものとする。
- ウ 起点及び終点の測点杭は、起点杭及び終点杭を兼ねることができる。
- エ 番号杭又は追加距離杭、プラス杭等を設置して測距する。

(2) 距離

測定する距離は、起点又は終点と隣接する測点間に要する距離等とする。

(3) 測角

測角は直接法を原則とするが、機械が据付けられないなどの場合は、できるだけ精度の高い間接測角法によることができる。また、真北又は磁北方向を測定し、作業道の方位を明らかにする。

- 2 測量成果に基づき、作業道平面線形図を作成するものとする。

第149条 伐開

伐開は、必要最小限度にとどめるものとする。